

信濃町第3次環境基本計画

【信濃町地球温暖化防止実行計画 区域施策編】

令和7（2025）年度～令和16（2034）年度



『多様な生き物のいる湖 野尻湖』

令和7（2025）年3月



はじめに

パートナーシップで築く

一人ひとりの幸せ 誇れる環境

信濃町は、妙高戸隠連山国立公園の一角をなし、野尻湖や黒姫高原といった豊かな自然に囲まれています。この美しい景観と多様な自然環境は、町民の暮らしの基盤を形成しており、観光・文化資源としても大きな価値を持つものです。

一方で、近年の気候変動に伴う猛暑や豪雨などの異常気象、生物多様性の損失、資源循環の課題など、環境を取り巻く状況は大きく変化し、私たちの町の暮らしにも影響が生じつつあります。

世界的にカーボンニュートラルを目指す動きが活発化し、持続可能な社会・経済・環境の確立の必要性が高まる中、私たちも町内外の個人・団体と連携しながら、地域に根ざした環境施策を推進していかなければなりません。

こうした状況の中、本町では『パートナーシップで築く 一人ひとりの幸せ 誇れる環境』を目指し、新たな「信濃町第3次環境基本計画」及び「信濃町地球温暖化防止実行計画（区域施策編）」を策定しました。

本計画では、町民・事業者・行政、さらには町外の個人・団体と協力しながら、自然環境との共生や気候変動対策を実践することで、生活の質と幸福（ウェルビーイング）を持続可能なものにする地域づくりを推進します。

環境の未来をつくるのは、私たち一人ひとりの意識と行動です。町の豊かな自然を守り育てながら、地域の活力を高め、人と自然が共生する持続可能なまちを次世代へとつないでいくために、一層のご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、本計画の策定にあたり、活発な協議を重ねた「信濃町環境基本計画策定委員会」及び「信濃町環境審議会」の委員の皆様をはじめ、アンケート調査にご協力いただいた町民の皆様、そして関係者の皆さまに心より感謝申し上げます。

令和7年3月

信濃町長 鈴木 文雄

目次

第1章 基本的事項	1
1. 計画の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	1
3. 対象範囲	2
4. 対象エリア	3
(1) 本町の概況	3
(2) ゾーンごとの環境特性	5
5. 計画を進める主体	6
6. 計画の期間	6
第2章 環境の現状と課題	7
1. 環境を取り巻く状況	7
(1) 地球規模の状況	7
(2) 地域に求められていること	8
2. 環境に関する本町の現状	9
(1) 気候・環境負荷に関連する状況	9
(2) 生物・生態系に関連する状況	11
3. 環境についての本町の取り組み状況	12
(1) 人や社会の基盤となる環境を守ること	12
(2) 生態系・生物多様性の保全と利用を進めること	13
(3) 地球温暖化の防止と資源循環に取り組むこと	14
(4) 町・住民・事業者の協働によって持続可能な地域をつくること	15
(5) 前計画の指標の達成状況	19
4. 課題と今後求められること	20
(1) 課題	20
(2) 今後求められること	20
第3章 計画の基本的な考え方	21
1. 目指すべき姿	21
2. 推進の方針	22
3. 施策の柱（環境目標）	24
4. 施策の体系	25
第4章 地球温暖化防止の目標（地球温暖化防止実行計画 区域施策編）	26
1. 地球温暖化防止の取組の概要	26
(1) 背景と計画の位置づけ	26
(2) 基準年度と目標年度	27
2. 温室効果ガス排出量の現状	28
(1) 町全域の温室効果ガス排出量	28
(2) 部門・分野別の温室効果ガス排出量	28

3. 温室効果ガス排出量の将来推計	29
(1) 将来推計算出の考え方	29
(2) 温室効果ガス排出量の将来推計	29
4. 削減目標	31
(1) 削減目標設定の考え方	31
(2) 本町の削減目標	32
5. 削減目標達成に向けた取組の方向性	36
(1) 現状すう勢と取組の方向性	36
(2) 中間目標達成に向けた取組例	37
第5章 施策の展開.....	40
環境目標1 人や社会の基盤となる環境を守る	42
(1) きれいな水・空気、豊かな土を守る	43
(2) 静けさを守る	44
(3) 美しい景観や快適な生活環境を守る	45
(4) 有害物質対策を行う	47
環境目標2 生態系・生物多様性の保全と再生及び利用を推進する	48
(1) 生態系の保全と再生に取り組む	49
(2) 自然環境の適切な利用と人とのふれあいを推進する	51
環境目標3 地球温暖化対策と資源循環を推進する	53
(1) エネルギーの効率的利用を推進する	54
(2) 再生可能なエネルギーの導入・普及を推進する	54
(3) ごみの削減と適正な処理を推進する	55
(4) 資源の循環を推進する	57
(5) 気候変動に伴う災害等への対策に取り組む	58
環境目標4 協働で持続可能な地域をつくる	59
(1) 官民のパートナーシップで環境活動を推進する	60
(2) 学習・啓発で持続可能なライフスタイルを広げる	62
(3) 町外からの来訪者や企業等との連携体制をつくる	62
(4) 地域循環型社会の形成のための調査研究に取り組む	63
第6章 計画の推進.....	65
1. 推進体制	65
2. 進行管理	65
資料編.....	67
1. 信濃町環境基本条例	67
2. 策定経過	71
3. 信濃町環境審議会 委員名簿	72
4. 信濃町環境基本計画策定委員会 委員名簿	73
5. 用語解説	74

◆ 用語解説について

- * のついている用語は、すべて巻末の用語解説に解説があります。
- 一部の用語については、ページ内に用語解説を付けており、巻末を参照しなくてもよいようにしています。

第1章 基本的事項

1. 計画の趣旨

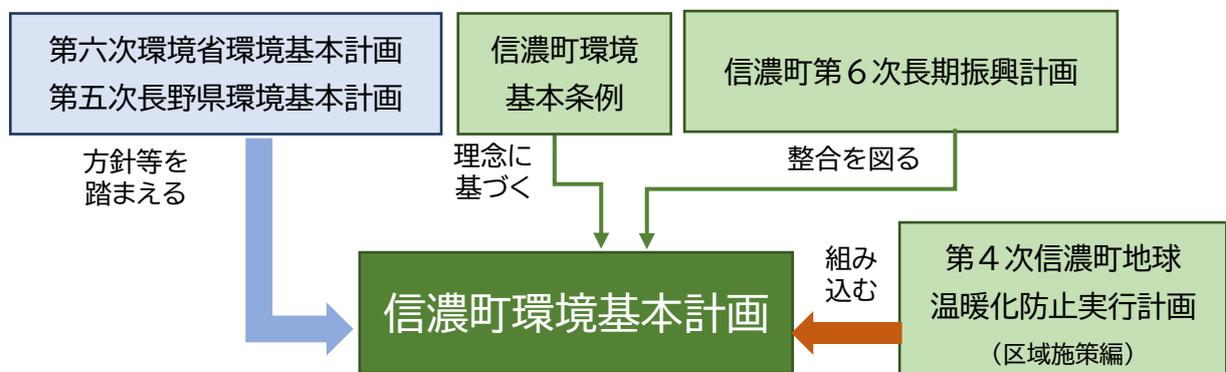
「信濃町環境基本計画（以下、「本計画」という。）」は、「信濃町環境基本条例」第2条に規定する3つの基本理念に基づき、自然の恵みが住民の健康で文化的な生活、本町の文化・産業等に欠くことができないものであることを認識するとともに、将来にわたって豊かな自然環境を保護・育成することで、住民一人ひとりの高い生活の質と幸福（ウェルビーイング*）を得るために策定するものです。

本計画はこれまで、第1次計画（平成18年3月策定）及び第2次計画（平成27年12月策定）が進められてきましたが、その期間における環境施策の進捗状況や、本町の環境を取り巻く最新の状況を踏まえて、このたび第3次計画を策定しました。今後の本町の目指すべき新たな環境像の設定のもと、それを実現するために本町・住民・事業者等が取り組むべきことを定めています。

2. 計画の位置づけ

計画の内容は、国や県の環境に係る計画・指針等を踏まえるとともに、本町の上位計画である「信濃町第6次長期振興計画（後期基本計画）」に基づき、そこで示されている「SDGs*の実践」「町民協働のさらなる推進」といった考えや目標等と整合を図りながら、環境に係る施策を進めるものとなっています。

本町ではこれまでに、本町の全ての事務事業と組織及び施設の温暖化対策について定めた「信濃町地球温暖化防止実行計画（事務事業編）¹」を本計画とは別に策定しています。しかし、温暖化防止対策については、行政だけではなく、住民・事業者等が一体となって取り組むことが非常に重要であるため、町内から排出されるすべての温室効果ガス*の抑制を目的とした温暖化対策に関連する内容（地球温暖化防止実行計画「区域施策編」）を本計画に新たに位置づけるものとします。



¹ 信濃町地球温暖化防止実行計画（事務事業編）は、令和12年度の中間見直しの際に本計画に統合する予定。

3. 対象範囲

本計画は、以下の項目を環境施策と捉え、これらを計画の対象範囲としています。

対象	具体的な事例
人や社会の基盤となる環境を守ること	○きれいな水や空気を守ること ○静けさや景観等、快適な生活環境を守ること ○有害物質の規制等、公害対策を行うこと
生態系*・生物多様性*の保全と活用を進めること	○生態系*・生物多様性*の保全や再生に取り組むこと ○自然環境から得られる価値を、暮らしや文化・産業等に活かすこと ○自然環境と人とのふれあいを確保すること
気候変動への対応と資源循環に取り組むこと	○省エネルギーを推進すること ○再生可能エネルギー ² の導入・普及を進めること ○ごみの削減や資源循環を進めること
町・住民・事業者等との協働によって地域をつくること	○町・住民・事業者等とのパートナーシップが進む体制や仕組みをつくること ○持続可能なライフスタイルを普及させること ○環境についての現状や課題の把握と、住民・事業者等との共有を行うこと

² 【再生可能エネルギー】 エネルギー源として持続的に利用することができる再生可能エネルギー源を利用することにより生じるエネルギーの総称。具体的には、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマス等をエネルギー源として利用することを指す。

4. 対象エリア

(1) 本町の概況

① 地勢等

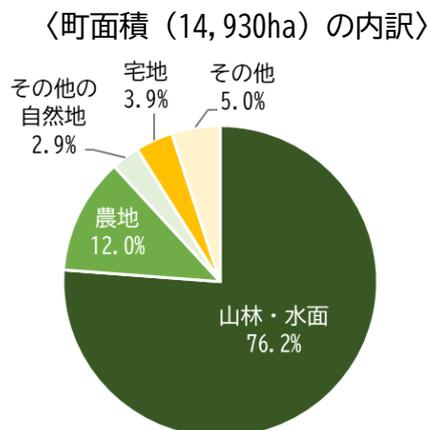
本町は、長野県の北端にあり、新潟県妙高市と隣接しています。信越五岳（黒姫、妙高、戸隠、飯縄、斑尾）に囲まれた標高700m以上の盆地で、東西約16.7km、南北約11.4kmのやや横長の形をしています。一級河川として鳥居川、関川、池尻川、古海川、赤川があり、地域の特徴的な自然環境を代表する存在として周囲15.6kmの野尻湖があります。また御鹿池をはじめとする黒姫山湖沼・湿原群は国の重要湿地に指定されております。

気候は、標高が高いために年平均気温が11℃前後と低く、日本海を渡る季節風の影響を受け、夏は涼しく冬は寒い地域となっています。全国有数の豪雪地帯で、北部では2m以上、南部でも1m以上の積雪となります。また昼夜の温度差が大きく、春から夏にかけては霧が多く発生します。

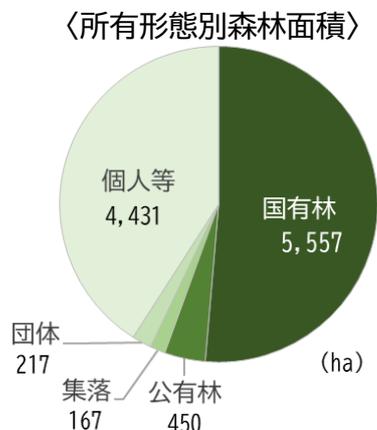
こうした気候条件を活かして、甘みの強いトウモロコシや良質なそば（霧下そば）が特産物として生産されています。

② 土地利用の状況

本町は、総面積14,930haであり、森林面積は10,822haで、町の面積の約4分の3（72.5%）が森林となっています。このうち約半分を国有林が占め、次いで大きな面積を占めるのが個人等の所有する森林となっています。



出典：信濃都市計画（令和2年）



出典：信濃町森林整備計画（平成27年）

本町の中央部に広がる高原状の盆地は、住居・別荘地等に利用されるほか、水田を中心とした農地として利用されています。

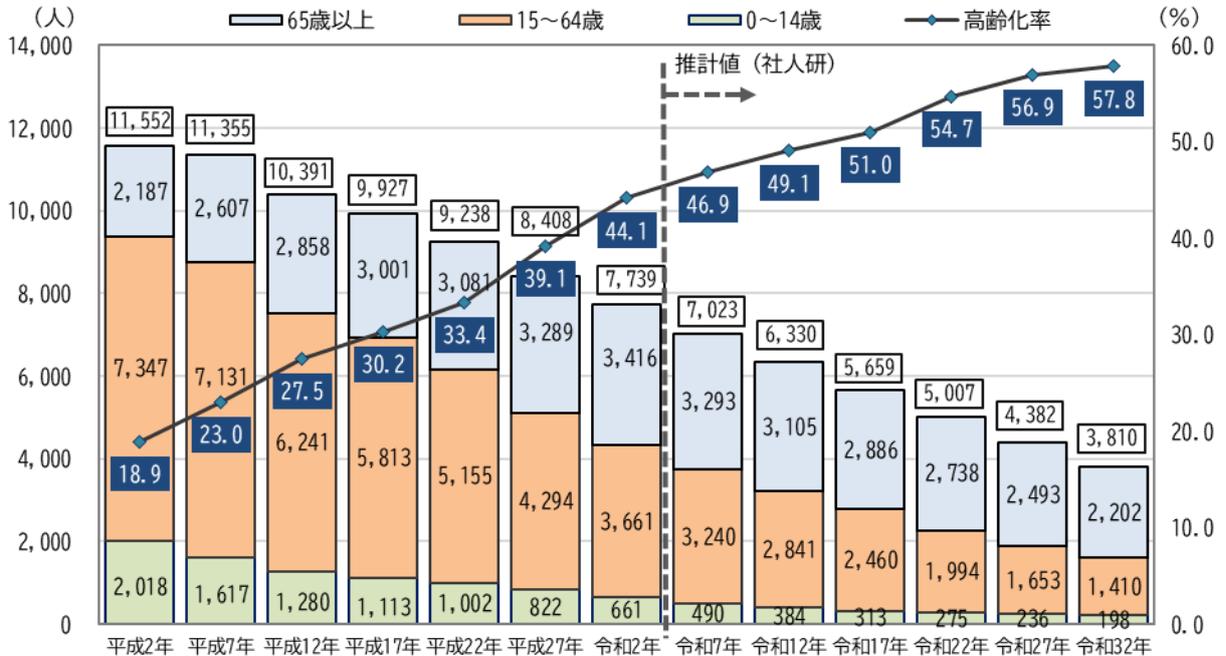
西側の国有林は妙高戸隠連山国立公園の一角をなし、黒姫高原や野尻湖をはじめとした自然環境は高山植物や原生林等の希少な生態系や四季折々の景観に恵まれているため、住民の生活を豊かにするだけでなく、観光資源としても重要で町外から多くの観光客や別荘利用者が訪れています。

また、町内には氷河期のナウマンゾウの化石や、旧石器時代から人類が暮らしてきたことを示唆する遺跡もあり、本町の自然環境の中で営まれてきた生活や形成されてきた文化の積み重ねも、本町の重要な資源となっています。

③ 人口の状況

本町の人口は減少傾向が続いており、令和2年（2020年）には7,739人でしたが、将来人口推計では、その30年後の令和32年（2050年）には3,810人にまで減少すると見込まれています。また高齢化率は上昇を続けており、令和2年（2020年）の44.1%から、令和32年（2050年）には57.8%に達する見込みです。

〈人口の推移と将来推計〉

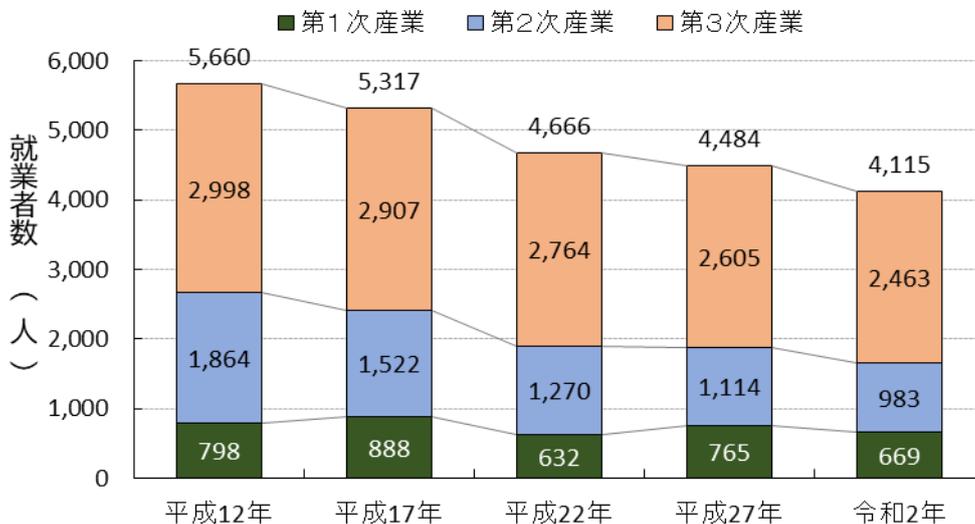


出典：令和2年まで 国勢調査 令和7年以降 国立社会保障・人口問題研究所「将来推計人口」(令和5年推計)

④ 産業別の就業者数

産業別従事者数は減少を続けています。産業分野別にみると、平成12年（2000年）から令和2年（2020年）までの間に、第一次産業では83.8%に、第二次産業では52.7%に、第三次産業では82.2%に減少しています。

〈産業別の就業者数〉



出典：総務省「国勢調査」

(2) ゾーンごとの環境特性

本計画では、町内を環境の特性や土地の利用状況に即して複数のゾーンとして捉えます。それぞれの環境特性や状況を以下に示します。

○みずがめゾーン（国立公園）

妙高戸隠連山国立公園地域及び自然休養ゾーンの一部（黒姫山、霊仙寺山、野尻湖周辺地域）を含む地域です。水源かん養やうるおいに満ちた水辺環境等、私たちの暮らしに豊かな水を供給してくれる地域であり、緑と水に恵まれた多様な動植物が共生するゾーンとしての環境形成が求められます。

○自然休養ゾーン

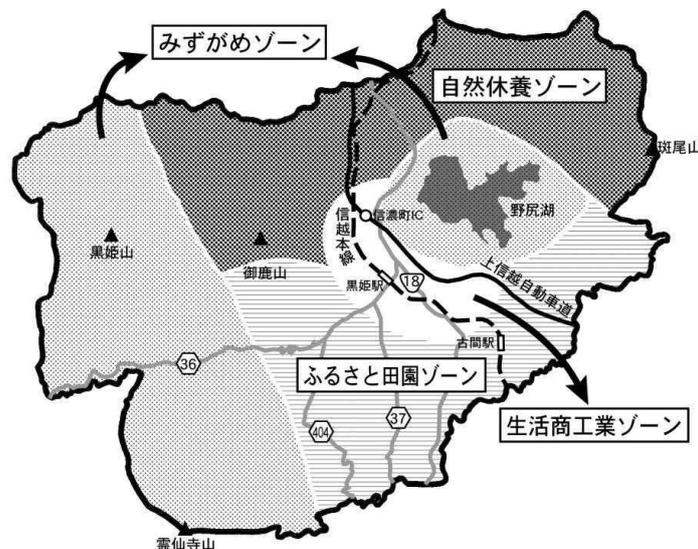
黒姫山麓から斑尾山にかけての地域です。住民や観光客が自然と触れ合える機会を確保すること、森林の乱開発を防止すること等が必要です。森林散策や森林浴を楽しみながら人びとが心身ともに癒されるゾーンとしての環境形成が求められます。

○ふるさと田園ゾーン

田園・農村を中心とする地域です。優良農地の保全や、環境にやさしい環境保全型農業を進めることが必要となります。集落の周りでは身近な里山の自然とふれあい、多様な動植物と共生できるゾーンとしての環境形成が求められます。

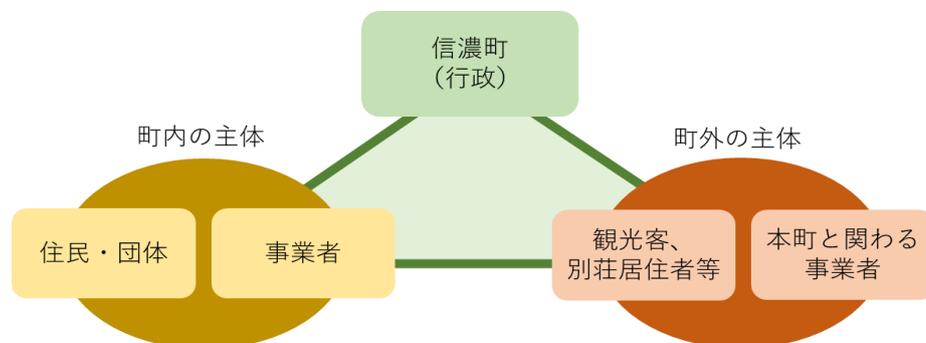
○生活商工業ゾーン

商店・公共施設・工場・住宅からなる地域です。きれいな水と空気を守り、有害物質を抑制し、町の静けさを守り、公園整備や公共空間の緑化等を進めることが課題となります。快適な生活環境が維持できる環境形成が求められます。



5. 計画を進める主体

本計画は、行政、町内の住民・事業者等、そして町外からの来訪者（観光客、町と関係をもつ事業者等）が、それぞれの役割を担い、協働で計画を推進していきます。



主体	具体的な主体の例	主な役割
行政	信濃町	○計画の策定、進捗管理 ○各種事業の企画、実施、連携・コーディネート等
	長野県 町内の公的機関等	○主に調査、基盤整備、広報等
町内の主体	住民・団体	○日常生活における個々の環境配慮 ○環境配慮のための各種事業への協力
	事業者	○公害防止の取組 ○環境配慮のための各種事業の実施、協力
町外の主体	観光客、別荘居住者、通勤等 での町内滞在者	○滞在中の環境配慮の行動 ○寄付、イベント等への参加、その他の方法での 各種事業への協力
	本町と関わる事業者等 (企業の社会的責任、福利厚生、 交流等の目的を想定)	○各種事業との連携・協働・支援等による協力

6. 計画の期間

本計画の期間は、令和7（2025）年度を初年度として令和16（2034）年度までの10年間とします。

また、計画の前半5年までの実施状況や環境を取り巻く状況変化等を踏まえて令和11（2029）年度に中間見直しを行い、令和12（2030）年度からの後半の取組については必要に応じて追加・変更等を行います。

第2章 環境の現状と課題

1. 環境を取り巻く状況

(1) 地球規模の状況

① 地球が直面している3つの危機

現在私たちは、地球規模で、環境についての危機に直面しています。国の「第六次環境基本計画」では、このうち特に重大なものを、「気候変動」「生物多様性の損失」「汚染」として整理しています。

3つの危機	危機を示す事例
気候変動 	○世界の年平均気温は産業革命以前より1.45℃上昇 ○猛暑日、熱帯夜等の異常気象の増加、豪雨等による自然災害の激甚化
生物多様性の損失 	○人間の活動による「大量絶滅」の進行 ○外来種の侵入等による生態系への影響 ○野生鳥獣の生息域拡大による農業被害・事故の増加
汚染 	○世界の排水の80%が未処理放出されていること ○海洋プラスチックごみ汚染の人間生活環境への影響 ○合成化学物質による人体や環境への影響

② 危機に対応するために社会に求められていること

このような危機に対応するために、地球で生きる私たち全員に求められていることについて、同じく国の定めた「第六次環境基本計画」では次のような点を掲げています。

1) ライフスタイルの転換

物質的豊かさではなく、多様な生物が生きる自然環境と共生する中で一人ひとりの高い生活の質と幸福（ウェルビーイング）を追求するライフスタイルを選ぶこと

2) エネルギーの転換

省エネルギーや再生可能エネルギーへの転換等を通じて、化石燃料への過度に依存してきたエネルギーの使い方を見直すこと

3) 社会構造の転換

大量生産されたものを消費するだけの社会構造を脱却し、環境の保全や活用を通じて誰もが価値を享受できる「循環型」「高付加価値型」の社会構造をつくること

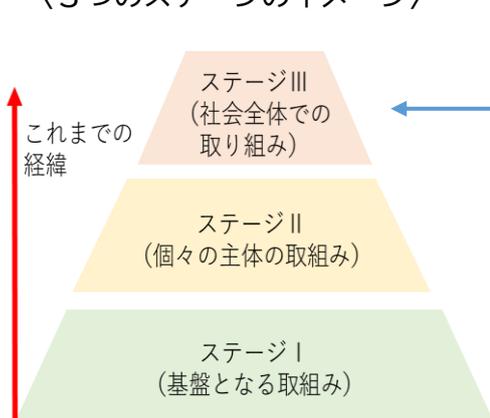
(2) 地域に求められていること

環境における危機に対応するには、国際的な協調や連携事業が必要になりますが、あわせて地域レベルにおける行政や住民、事業者等の意識変革や行動も重要です。地域（行政・個人・企業含む）に求められている取組は、大きく以下の3つに整理できます。

	求められている取組	手段の例
ステージⅠ	人間の快適な暮らしの基盤となる自然環境（水や空気等）を守る取組	公害対策（各種の規制）
ステージⅡ	地球及び地域の自然環境やエネルギー・資源循環を視野に入れ、その保全と持続可能な利活用を行う取組	リサイクル、省エネルギー・再エネルギーの導入、生物多様性の保全・再生、脱炭素・GX ³
ステージⅢ	環境・経済・社会が一体となり、それぞれに合った価値を生み出す取組	環境商品の開発、寄付制度、カーボンプレジット [*] 制度

基盤となる「ステージⅠ」（公害対策等）は1990年代までに進み、2000年代以降は「ステージⅡ」（資源循環や再生可能エネルギーへの転換等）が進んできた経緯があります。その上で近年、環境省は個々の地域だけではなく、都市と農村等より広い視野で相互に資源を循環させる「地域循環共生圏」の考えが重要であるとしています。こうした視野の広い取組には、社会全体で取り組む「ステージⅢ」が求められている状況です。

〈3つのステージのイメージ〉



〈地域循環共生圏のイメージ〉



〈各ステージにおいて、主体ごとに求められる取組の例〉

	行政	町内の住民・事業者等	町外からの来訪者
ステージⅠ	規制、監督、基盤整備	ごみ出しや廃棄物処理等のルール順守	観光等での来訪時のマナー遵守
ステージⅡ	個人・事業者等の行動変容の促し	リサイクル活動等への参加、省エネ・再エネルギーの実践	地産地消 [*] への協力
ステージⅢ	パートナーシップの推進（連携体制づくり）	個人や事業者等がそれぞれの利益を得ながら社会全体の価値を高める取組	環境イベント等への参加 社会的責任を果たす観点からの連携・協賛・支援等

³ 【GX】 グリーントランスフォーメーションの略。化石燃料をできるだけ使わず、太陽光や水素等自然環境に負荷の少ないクリーンなエネルギーを活用していくための変革やその実現に向けた活動のこと。

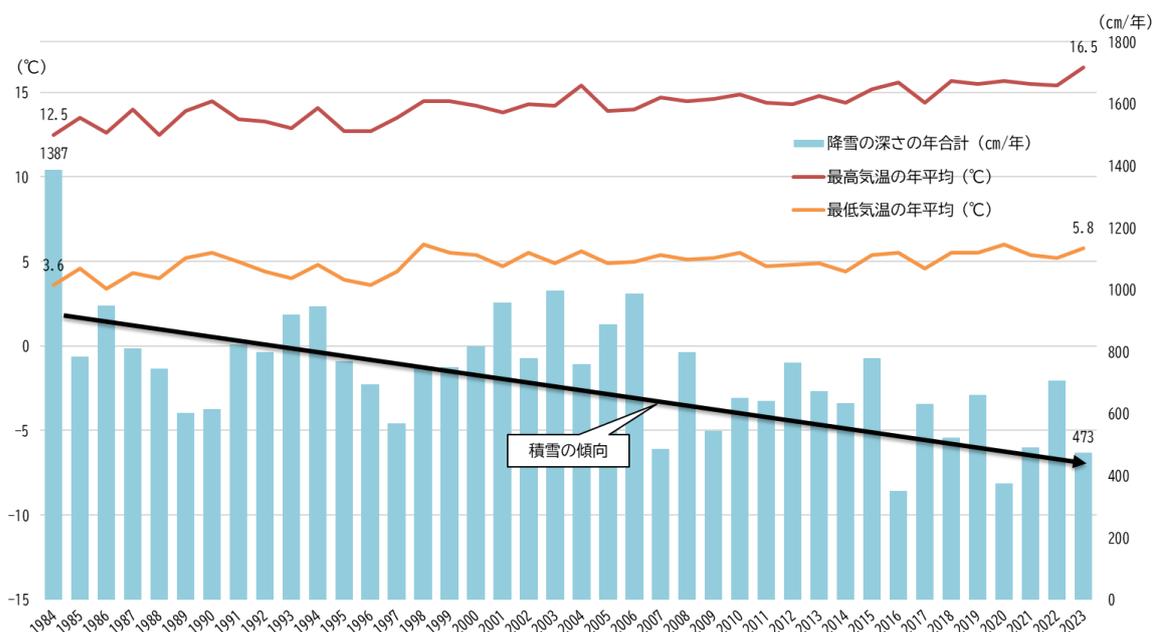
2. 環境に関する本町の現状

(1) 気候・環境負荷に関連する状況

本町の平均気温は上昇傾向を続けています。40年前（1984年）の最高気温の年平均は12.5℃でしたが、2023年には16.5℃となっています。また、降雪の状況も変化しており、降雪の深さの年合計をみるとこの40年間で徐々に減少している状況です。

2100年の地球の平均気温は、さらに3.2℃上昇する⁴といわれていますが、すでに本町の暮らしや産業（農業・観光業等）には温暖化の影響が現れはじめており、危機感を持って対策を講じていく必要があります。

〈信濃町の気温、降雪の状況の推移〉



出典：気象庁「過去の気象データ」

コラム

雪の恩恵と、気候変動による影響

本町は豪雪地域であり、降った雪は黒姫山等に蓄えられたのち、地下水として良質で豊かな水を住民に提供しています。また本町の雪はパウダースノー（乾質な雪）で、町外から多くのスキー客を呼び込む魅力になっています。雪は、冷熱エネルギーとしても活用でき、地域に多くの恩恵を与えるものといえます。

しかし、近年は気候変動の影響で暖冬が増えており、本町でも降雪状況に変化が生じています。以前に比べて水気を含む重い雪（どか雪）になっているという変化も指摘されており、このことは、除雪にかかる人的・金銭的なコストの増大、パウダースノーを目的に訪れるスキー客の減少、住民が利用する水の質の低下等、暮らしや産業活動に大きな影響を与える可能性があります。

雪が本町に与えてきた大きな恩恵を今後も享受するという観点からも、気候変動対策について考えることは重要といえます。

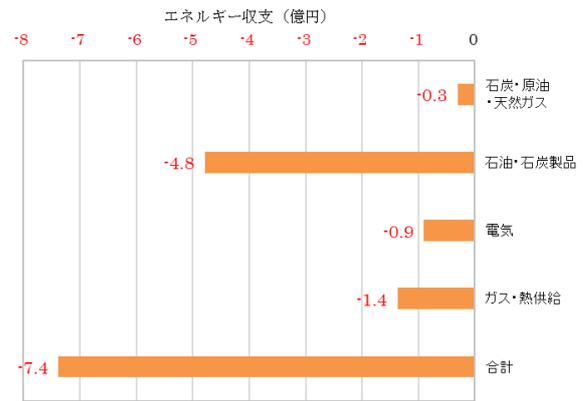


⁴ 「3.2℃上昇する」は気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の第6次評価報告書（2023）より引用。

本町のエネルギー収支はマイナス 7.4 億円で、必要なエネルギーを町外に依存している状態です。また産業部門別エネルギー消費量をみると、製造業、観光業（宿泊・飲食サービス）等で大きいことが分かります。気候変動への対応には、こうしたエネルギーの節約（省エネルギー）や再生可能エネルギーへの転換等が重要になります。

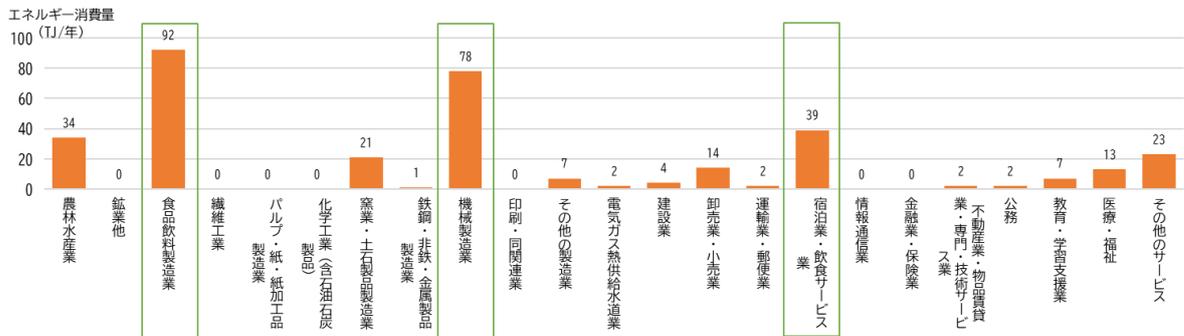
また現時点での二酸化炭素の排出状況について、町有施設のデータをみると、コロナ禍のあった令和元（2019）年度以降に若干の減少がみられますが、その後再び増加しています。町民 1 人あたりのごみ排出量の推移についても、若干の減少もみられますが、概ね横ばいの状況です。

〈信濃町のエネルギー収支〉



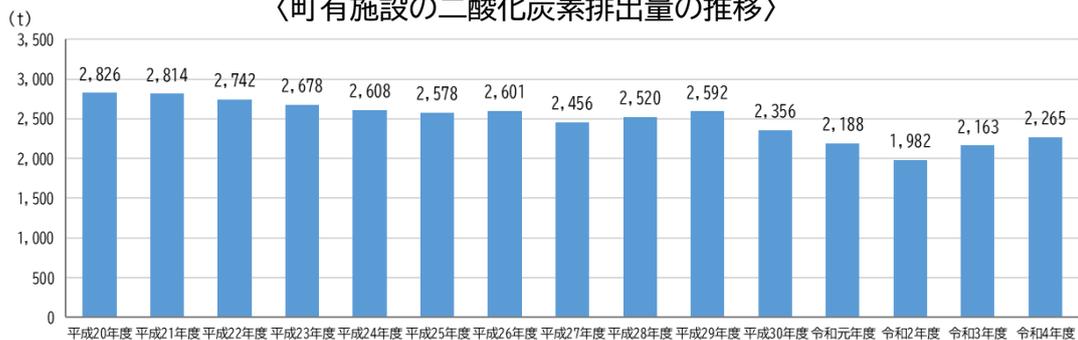
出典：環境省「地域経済循環分析(2020年)」

〈信濃町における産業部門別のエネルギー消費量〉



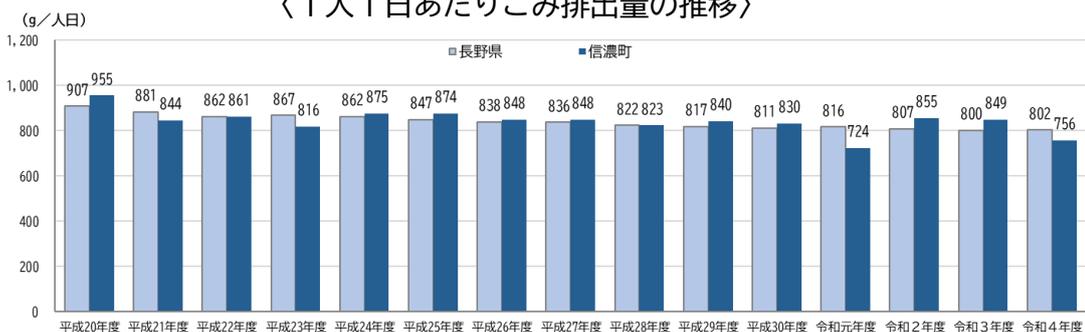
出典：環境省「地域経済循環分析(2020年)」

〈町有施設の二酸化炭素排出量の推移〉



出典：信濃町統計

〈1人1日あたりごみ排出量の推移〉



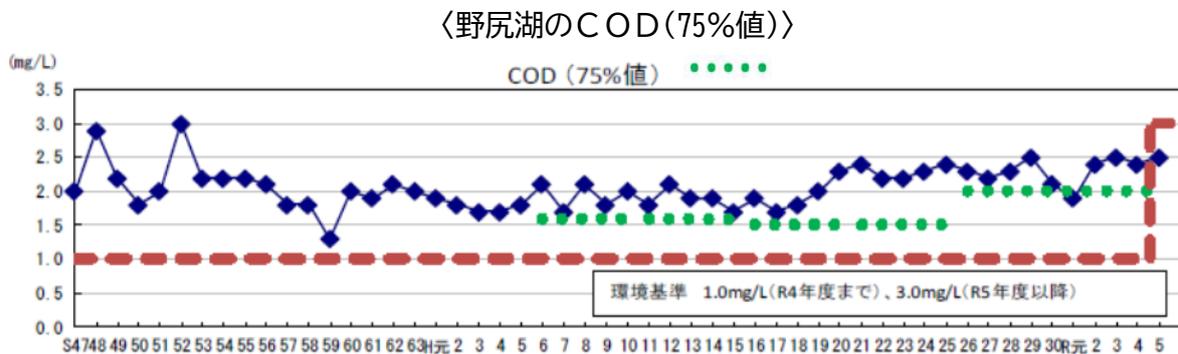
出典：環境省「一般廃棄物処理実態調査」

(2) 生物・生態系に関連する状況

① 生態系の保全

妙高戸隠連山国立公園の一部に指定されている野尻湖や黒姫高原では、希少な動植物が生息・生育しており、その保全や生息・生育環境を守る取組が進められています。

野尻湖では、流域の社会経済活動に伴う富栄養化により昭和 63 (1988) 年には淡水赤潮が発生したことで、平成 6 (1994) 年には湖沼水質保全特別措置法に基づく指定を受け、「野尻湖に係る湖沼水質保全計画(長野県)」のもと、水質保全対策事業が進んでいます。減少した水草帯の復元にも取り組んでおり、近年は一部で繁茂状況も確認されています。水質基準のひとつであるCOD⁵は平成 17 (2005) 年度以降上昇傾向が見られ、令和 5 (2023) 年に水域類型の見直しに伴う環境基準値の変更によって環境基準を達成している状況となりましたが、今後も定期的なモニタリングと水質維持が必要です。



出典:長野県「野尻湖に係る湖沼水質保全計画(第7期)」

黒姫高原では、黒姫山湖沼・湿原群が「重要湿地(生物多様性の観点から重要度の高い湿地)」に指定されており、ヨシーミズバショウ群落等の希少な植生を今後も保全することが求められています。一方で、オオキンケイギクやハルザキヤマガラシ等の外来種の侵入といった問題も生じています。

② 鳥獣被害

本町ではツキノワグマ、イノシシ、ニホンザル、ニホンジカ、ニホンカモシカ等の野生動物が人の生活圏にまで出没して農作物等への被害が発生しています。ツキノワグマのなかには人の生活圏に頻繁に出入りしたり、生活圏のなかにすみついたりする「アーバンベア」と呼ばれる新しい世代の個体も現れるようになりました。

本来の野生動物の生息地の環境変化や、山地から農地へ侵入しやすい緑地の形成、積雪量の減少による移動のしやすさ等により被害が増加傾向にあります。そのため、生息地の保全や、生息地と農地間の緩衝帯の維持等による被害軽減対策を実施するとともに、野生動物や自然環境に対する理解を促す啓発等の取組が求められます。

⁵ 【COD】 CODとは、化学的酸素要求量のこと。数値が高いほど汚染物質が多いことを示す。75%値とは年間を通して4分の3の日数はその値を超えないという水質レベルを示すもの。

3. 環境についての本町の取り組み状況

(1) 人や社会の基盤となる環境を守ること

① きれいな水・空気といった自然環境を保全する取組

●行政が主導して取り組んできたこと

- 排ガス・排水、悪臭、光害、騒音、土壌汚染、不法投棄等の対策として環境保全意識の啓発や行政指導を行っています。
- 温暖化防止の観点から公共交通機関の利用を促進しています。
- 上下水道を整備し、適切に事業運営しています。
- 水質や大気質等の監視測定、必要に応じた町民との情報共有を行っています。

>事業評価による振り返り

- 公害の大きな問題は生じておらず、今後も状況を維持していく形になります。
- 広報等での啓発は継続的に実施しており、現状で大きな課題はありません。

② 快適な生活環境をつくる取組

●行政が主導して取り組んできたこと

- 公園緑地や遊歩道の整備、草刈り、護岸整備等を進め、適切に管理しています。
- 景観条例等の指針に基づき、自然環境の開発を規制しています。

●住民・事業者等と連携して取り組んできたこと

- 官民が連携した「野尻湖と親しむプロジェクトチーム」の活動によって、親水公園の整備や森林利用体制づくりを進めています。
- ボランティア団体を中心とした花づくり・花壇整備を実施しています。
- 野尻湖や黒姫山を中心に、町、住民、事業者等の連携による環境保全や景観づくりに取り組んでいます。

>事業評価による振り返り

- 公園や遊歩道等を整備・管理し、快適な生活環境を維持しています。
- 花壇整備や自然環境の保全・景観づくり等で、町・住民・事業者等が連携した活動が進んでいます。
- ▽ボランティア団体の高齢化が進んでおり、今後も持続的に活動できるかは懸念があります。

(2) 生態系・生物多様性の保全と利用を進めること

●行政が主導して取り組んできたこと

- 「野尻湖に係る湖沼水質保全計画」に基づき、水質の測定、汚濁防止、清掃活動等に取り組んでいます。
- 森林保全、生態系保護の各種対策や情報提供、啓発を行っています。
- 各地区の用水組合等との協働のもと、農業の生産基盤となる施設や用水の整備を行っています。

●住民・事業者等と連携して取り組んできたこと

- 猟友会、漁業協同組合と連携し、全町の有害鳥獣対策を実施しています。
- 観光関係者等と連携し、森林セラピーロード、登山道の整備・活用、体験プログラムの開発等を行っています。
- 官民連携の「野尻湖と親しむプロジェクトチーム」により、野尻湖でのカヌー体験や自然学習等を提供するほか、生涯学習の一環として住民に様々な自然学習の機会を提供しています。
- 県や環境省、信濃町、地元住民の協働により、信濃町立信濃小中学校5年生の参加を得て、野尻湖や周辺の自然を観察することにより、子ども達にきれいな水環境を守ることの大切さを知ってもらえる機会として「野尻湖クリーンラリー」を行っています。
- 農地中間管理機構等と連携し、農地流動化支援や遊休農地の活用支援を進め、農業者の持続的な農地利用を支援しています。

> 事業評価による振り返り

- 湖、森林等で、生態系保全の取組を継続的に行っています。
- 環境を活かした森林セラピーロードの活動は町外からも多くの共感を得ており、商品開発やそのための人材育成も進んでいます。今後も本町の自然環境の機能を活かした交流や環境配慮活動等、さらなる発展の可能性があります。
- 登山道、野尻湖等では、官民連携の自然体験の提供等も始めており、今後も町内・町外の主体との協力で自然の利用と保全を進めていける見込みがあります。
- ▽一方で現状では、生態系や生物多様性を保全する活動は部分的なものに留まっています。野尻湖をはじめ、森林や生態系等、町の自然環境において現在どのような課題があるかの全体像の整理をする必要があります。
- ▽町の生態系・生物多様性の現状の問題点や今後求められる対策等について、地域の住民や事業者等と十分に共有できていません。



【黒姫山と黒姫童話館】

(3) 地球温暖化の防止と資源循環に取り組むこと

●行政が主導して取り組んできたこと

- 「第4次信濃町地球温暖化実行計画」に基づき、町の排出量を把握し、削減目標に向けた省エネルギー等の取組を行っています。
- 長野地域連携中枢都市圏構想⁶において、信濃町を含む9市町村で「ゼロカーボン^{*}シティ」宣言を行いました。
- 木質バイオマス^{*}利用促進事業（ペレットストーブ購入補助）を実施しています。
- 環境負荷の低減やごみの削減・リサイクル等を進めるため、住民や事業者への啓発や情報提供に取り組んでいます。
- 「信濃町一般廃棄物処理計画」に基づいたごみの適正処理と再資源化、「長野広域連合ごみ処理広域化基本計画」に基づいた焼却施設や最終処分場の建設、収集・運搬体制の整備に取り組んでいます。
- 事業者に対し、産業廃棄物の適正処理や「PCB特別措置法^{*}」をはじめとする有害物質の規制に沿って指導し、不法投棄や不法処理の未然防止に努めています。

●住民・事業者等と連携して取り組んできたこと

- 省エネルギー寒冷地仕様の独自基準を設け、地域の特性に合った住宅の普及に取り組んでいます（「フォレストスタイルしなの」事業）。

>事業評価による振り返り

- 資源循環については、各種規制や啓発、資源循環のための施設整備・運用により、最低限の取組は実施できています。
- ▽地球温暖化防止／ゼロカーボン^{*}の取組については、行政によるものが主で、住民や事業者の巻き込みが課題です。
- ▽再生可能エネルギーの導入・普及については、多くが検討や情報収集の段階に留まっています。今後は豪雪型太陽光発電等の普及方法を具体化し、進めていくことが課題です。
- ▽「フォレストスタイルしなの」事業における省エネルギー寒冷地仕様の独自基準等、一部の事業では、最新の環境基準に追いつけていない部分があり、見直しが必要です。

⁶【長野地域連携中枢都市圏構想】信濃町と長野市、須坂市、千曲市、坂城町、小布施町、高山村、小川村、飯綱町の3市4町2村で構成される広域連携によって実現したい構想をまとめたもの。

(4) 町・住民・事業者の協働によって持続可能な地域をつくること

●行政が主導して取り組んできたこと

- 「長野地域スクラムビジョン（連携中枢都市圏構想）」等の会議により周辺自治体と情報交流を行っています。
- 広報、ホームページ等で環境教育・啓発を実施しています。
- 「信州やまほいく」の認定を受けた自然保育や、野尻湖ナウマンゾウ博物館による自然観察・学習会等を実施しています。

●住民・事業者等と連携して取り組んできたこと

- ボランティア団体や公害防止協力員との連携によって環境保全活動を行っています。
- 野尻湖ナウマンゾウ博物館による自然学習等の活動をサポートする案内人の育成やサークルとの連携を行っています。

>事業評価による振り返り

▽周辺自治体との連携にあたっては、町外の事業者や団体の情報把握が十分でなく、広域での関係構築や、具体的な連携の実践が課題です。

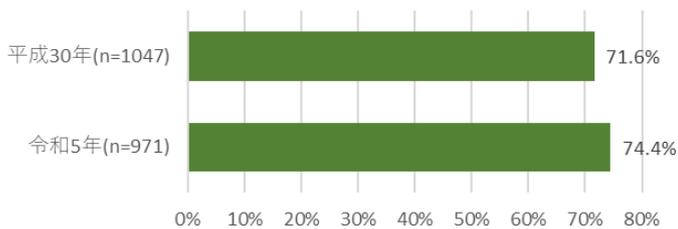
▽環境保全活動は一部のボランティア団体等に限定されている実情があり、広く住民や事業者と協働する体制づくりが課題です。

▽観光客等町外から来訪する個人・団体等に対しては、本町としてどのような姿勢で環境配慮に協力を求めるのか、方針設定の明確化や情報発信が不十分です。

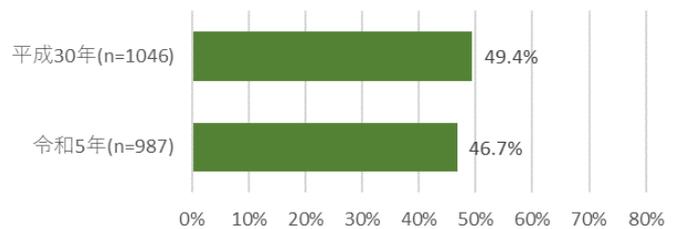
●参考：本町の環境に対する住民意識等
(平成30年・令和5年 信濃町住民アンケート調査より)

- 本町の環境施策の評価をみると、「湖沼や山林の豊かな自然環境が保たれている」という評価は 70%台であるのに対し、「ごみの発生を減らす取組が日常的に行われている」という評価は、40%台となり、平成 30 年から令和 5 年でさらに 2.7 ポイント減少しています。
- 住民の普段の取組をみると、「自然環境にふれあい保全活動を意識している」という回答は、40%台であるのに対し、「温室効果ガス*の発生を抑える暮らしをしている」という回答は 20%台となり、平成 30 年から令和 5 年でさらに 1.7 ポイント減少しています。

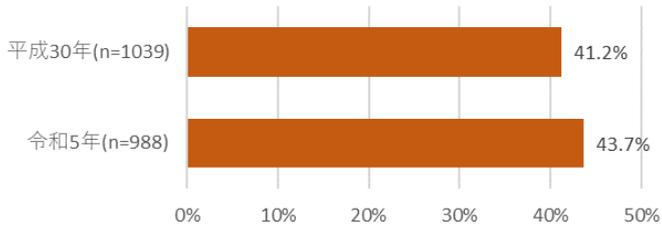
〈湖沼や山林の豊かな自然環境が保たれている〉



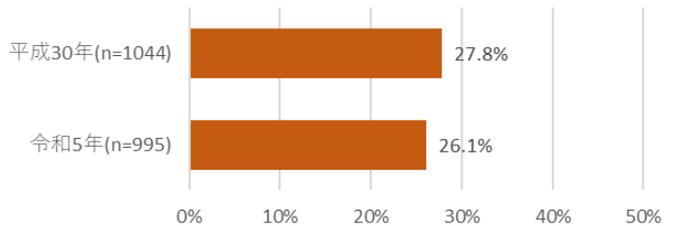
〈ごみの発生を減らす取組が日常的に行われている〉



〈自然環境にふれあい保全活動を意識している〉



〈温室効果ガスの発生を抑える暮らしをしている〉



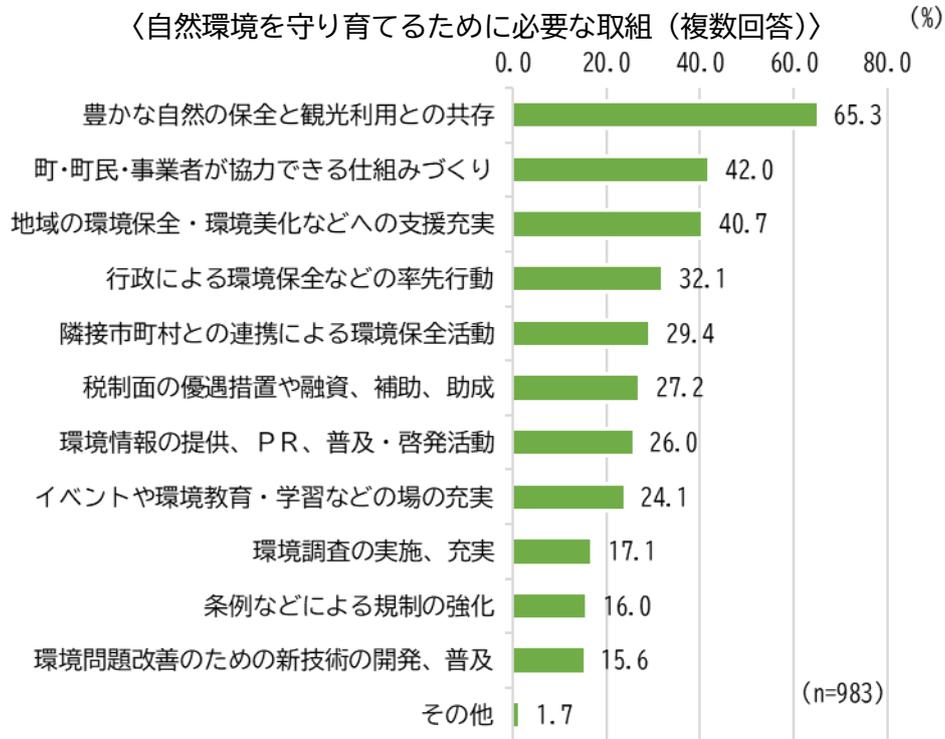
※いずれも「そう思う」「ややそう思う」の合計割合を示した

- 「本町の豊かな自然を次世代に残していくために重要なこと」として、「水源と湖沼の保全」「自然災害への備えと災害復旧能力の向上」「持続可能な農地利用と食糧生産の維持」の順で「非常に重要である」と捉えられています。

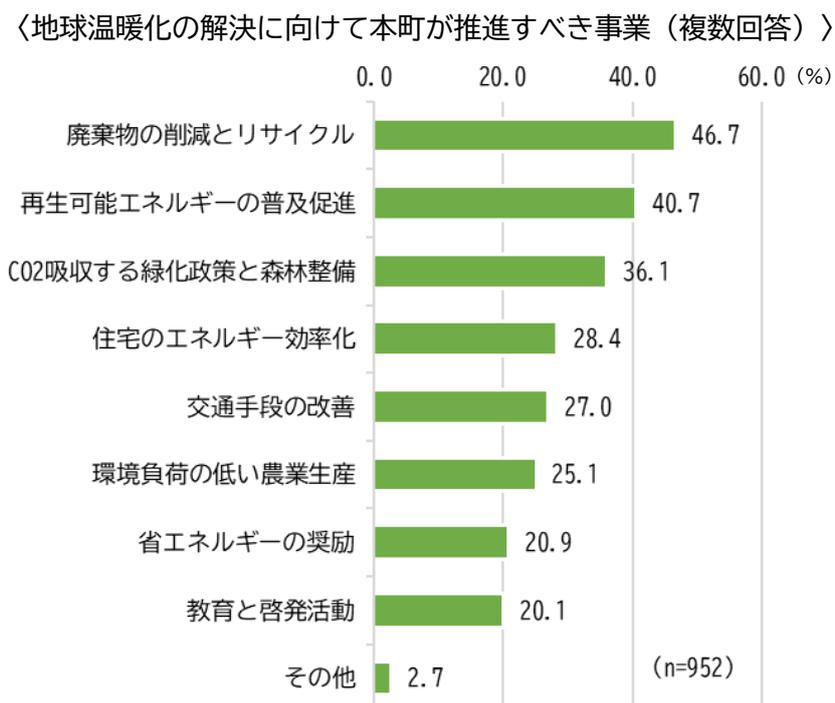
〈本町の豊かな自然を次世代に残していくために重要なこと〉

	n	非常に重要である	重要である	どちらとも言えない	重要ではない	全く重要ではない
森林や自然公園の保全	994	43.2%	48.1%	7.9%	0.6%	0.2%
清らかな水源と湖沼の保全	999	54.2%	42.2%	3.6%	0.0%	0.0%
希少な自然資源や生物多様性の保全	985	42.3%	46.2%	11.1%	0.4%	0.0%
持続可能な農地利用と食糧生産の維持	984	46.6%	43.6%	9.2%	0.4%	0.1%
温暖化対策と再生可能エネルギーの利用	983	36.5%	44.8%	16.1%	1.6%	1.0%
豊かな自然景観や風景の保全	983	46.2%	45.7%	7.7%	0.4%	0.0%
大気環境汚染の軽減	980	43.0%	45.4%	10.3%	1.0%	0.3%
適切な廃棄物管理とリサイクルの推進	980	42.8%	49.6%	6.9%	0.5%	0.2%
自然災害への備えと災害復旧能力の向上	983	49.2%	44.2%	6.4%	0.1%	0.1%
環境教育の普及と住民意識向上	981	34.4%	50.5%	14.5%	0.7%	0.0%
自然に配慮した観光利用	981	37.6%	47.5%	13.4%	1.3%	0.2%

- 「自然環境を守り育てるために必要な取組」として、「豊かな自然の保全と観光利用との共存」が 65.3%で他の項目より必要な取組であると捉えられています。次いで「町・町民・事業者が協力できる仕組みづくり」「地域の環境保全・環境美化等への支援充実」等の割合が高くなっています。



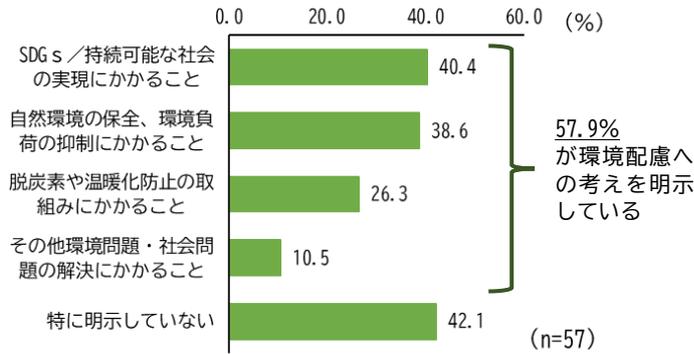
- 地球温暖化の解決に向けて本町が推進すべき事業は、「廃棄物の削減とリサイクル」「再生可能エネルギーの普及促進」「CO₂吸収する緑化政策と森林整備」の順に高くなっています。



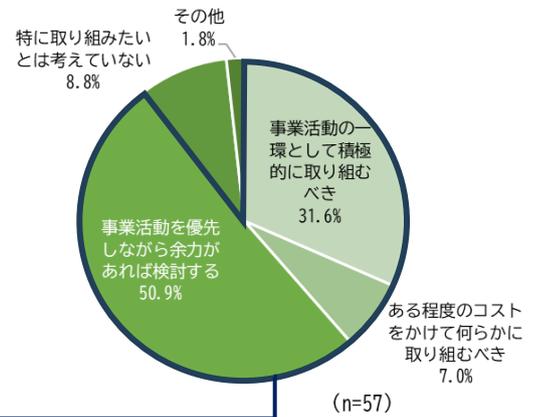
●参考：本町の環境に対する事業所の意識等
(令和6年環境に関する事業所アンケート調査より)

- 事業所の57.9%が、経営理念や経営方針等に環境配慮に関する考え方を明示しています。
- 事業所が環境配慮や脱炭素に取り組む動機として「あてはまる」と回答されたものは、「環境の問題解決に寄与したいから（社会的責任）」が最も高い割合となっています（45.1%）。

〈経営理念等に環境配慮の考えを明示している事業所〉



〈環境配慮や脱炭素の活動〉

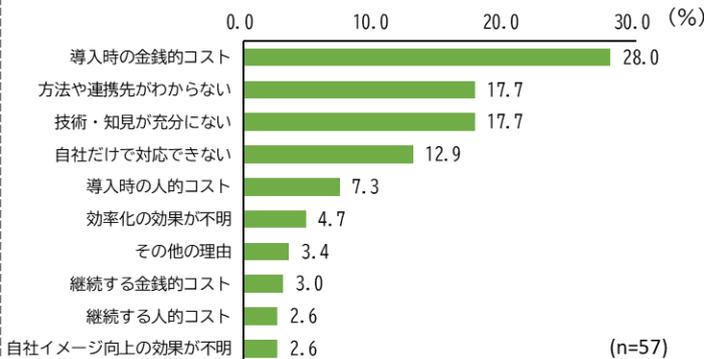


〈環境配慮や脱炭素に取り組む動機〉

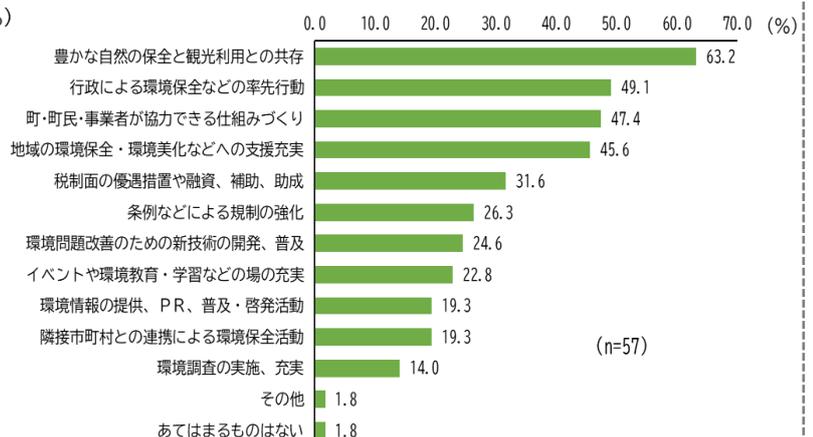
	あてはまる	どちらかといえばあてはまる	どちらかといえばあてはまらない	あてはまらない
環境の問題解決に少しでも寄与したいから（社会的責任）(n=51)	45.1%	45.1%	5.9%	3.9%
効率化や省エネなど間接的メリットがあるため(n=51)	39.2%	52.9%	2.0%	5.9%
業界の潮流や業界団体・グループの方針に従うため(n=51)	23.5%	39.2%	21.6%	15.7%
イメージ向上やブランド構築など直接的メリットがあるため(n=51)	21.6%	41.2%	21.6%	15.7%
取引先から求められるため（受注上のメリットがある）(n=51)	9.8%	21.6%	33.3%	35.3%

- 環境配慮に取り組めていない理由としては、「導入時の金銭的成本」(28.0%)、「方法や連絡先がわからない」(17.7%)、「技術・知見が十分でない」(17.6%)等の割合が高くなっています。
- 信濃町に必要な取組を複数回答できいたところ、「豊かな自然の保全と観光利用との共存」が最も多く、次いで「行政による環境保全の率先行動」「町・町民・事業者が協力できる仕組みづくり」「地域の環境保全・環境美化への支援充実」等が多くなっています。

〈環境配慮や脱炭素に取り組んでいない理由〉



〈信濃町の環境施策において特に必要な取組〉



(5) 前計画の指標の達成状況

前計画における指標の達成状況を以下に示します。

A:達成、B:未達成(改善)、C:未達成(悪化)

環境目標	指標	単位	基準値	年度	目標値	年度	最新値	年度	達成状況
1 美しい自然と共生するまち	野尻湖COD(75%値)	mg/ℓ	2.4	2013	2.0	2018	2.5	2023	C
	野尻湖 COD 年平均值	mg/ℓ	2.0	2013	1.9	2018	2.0	2023	B
	野尻湖全リン年平均值	mg/ℓ	0.005	2013	0.005	2018	0.005	2023	A
	信州環境にやさしい農産物認証面積	ha	61	2013	100	2018	21	2023	C
	エコファーマー*認定	件	38	2013	42	2018	39	2023	B
	長野県原産地呼称管理制度*(米)	件	2	2013	2	2018	0	2023	C
	森林の整備面積(町有・民有)	ha	46.0	2014	50.0	2024	57.5	2023	A
	環境保全型農業* 直接支払対策面積	ha	27.6	2014	40.0	2024	16.5	2023	C
	癒しの森ツアー参加者数	人	1,836	2014	2,200	2024	2,079	2023	B
	森林メディカルトレーナー 認定者数(延べ)	人	161	2014	180	2024	338	2023	A
集落全体での自然環境保全 活動実施数	集落	0	2014	2	2024	3	2023	A	
2 うるおいとやすらぎに満ちたまち	住民による維持管理公園数	箇所	2	2014	3	2024	2	2023	C
	花いっぱいのみちづくり*事業 参加団体数	団体	17	2014	25	2024	10	2023	C
	景観等に関する広報数	件	0	2014	2	2024	0	2023	C
	県の景観条例や町の指導要綱に 基づく指導件数	件	3	2014	0	2024	4	2023	C
3 良好な生活環境のまち	デマンド交通*利用者数	人	13,661	2014	11,560	2024	9,857	2023	C
	野焼きの通報件数	件	6	2014	0	2024	0	2023	A
	悪臭の苦情件数	件	0	2014	0	2024	1	2023	C
	公共下水道接続率	%	63.8	2014	82.3	2024	77.5	2023	B
	合併処理浄化槽* 補助金活用設置数	基	12	2014	18	2024	10	2023	C
	騒音・振動の苦情件数	件	0	2014	0	2024	1	2023	C
4 地球温暖化防止と循環型社会を目指すまち	町の事務事業の 二酸化炭素総排出量	kg-CO ₂	2,678,418	2011	2,421,290	2017	2,227,532	2023	A
	町の公用車の低公害車率	%	1.6	2014	6.6	2024	7.9	2023	A
	ペレットストーブ補助延べ件数	件	10	2014	30	2024	15	2023	B
	1人1日あたり可燃ごみ排出量	人/日	640	2014	620	2024	614	2023	A
	リサイクル率	%	19.3	2014	21.0	2024	17.3	2023	C
5 共に環境保全に取り組むまち	広報による環境情報提供回数	回	2	2014	6	2024	3	2023	B
	環境に関する講演会開催回数	回	0	2014	1	2024	1	2023	A
	自然観察会等の開催回数	回	9	2014	10	2024	5	2023	C

4. 課題と今後求められること

(1) 課題

- 基盤となる取組（ステージⅠ）は概ね実施できており、大きな問題はみられません
 - 水質や大気等の生命活動の基盤となる環境を守るための、公害防止や啓発・情報発信の取組は、概ねできている状況です。公害等の大きな問題の発生もみられず、今後もこの状況を維持していくことが重要です。
- 自然環境全体を視野に入れた取組（ステージⅡ以降）が充分に進んでいません
 - 気温の上昇や取水量の減少等、気候変動等に起因するとみられる環境変化が、町の暮らしや産業に影響を与えています。
 - 気候変動に対応する取組としての温室効果ガス^{*}の抑制は、一定基準のもと進められていますが、今後もさらに推し進めることが求められています。
 - 住民の環境配慮やごみ抑制等の意識に高まりがみられません。
 - すでに実践されている環境配慮活動は、一部の住民やボランティア団体等が担っている状況で、町内で幅広く共有されていません。
 - 環境配慮に積極的な事業者が町内に一定数いる状況ですが、個々の取組に留まっているか、意欲はあっても初期コストや情報不足等の問題により取組ができていない状況にあると推測されます。
 - 来訪者（観光客や別荘居住者等）や町外の団体等への発信や連携については、ほとんど実施できていません。

(2) 今後求められること

- 各主体が自然環境全体を意識した行動を実践していくことが重要です
 - 町内の個人や企業等（住民・団体・事業者）が、省エネルギーや再生エネ導入、環境配慮の活動への参画等、具体的な行動を実践していくことが求められます。
 - 町外の個人や企業等（観光客・別荘居住者・通勤者等）については、積極的に町がメッセージの発信や協力の働きかけを行い、町の環境配慮の活動に協力を促す必要があります。
 - 行政は率先して、再生可能エネルギーへの転換や温室効果ガス^{*}の抑制に取り組むとともに、啓発や情報提供等を通じてその動きを広げていく必要があります。
- 行政・町内の主体・町外の主体とのパートナーシップでの実践が求められます
 - 効果的な行動とするためには、各主体が個別に行うだけでなく、町の環境における課題や目指す姿を共有し、協働によって成果を出していくことが求められます。
 - 各主体のパートナーシップをつくるために、コーディネートや、連携できる「仕組み」や「体制」をつくることが重要になると考えられます。

第3章 計画の基本的な考え方

1. 目指すべき姿

本町が有している野尻湖や黒姫高原をはじめとする希少で特徴的な自然環境は、人々の暮らしから産業活動に至るまで、多くの恩恵をこの地域にもたらしています。

一方で、近年、地球規模での環境危機が生じており、本町の自然環境や暮らし、産業などにおいても様々な影響を与えはじめています。今後も本町が自然環境の恩恵を享受しながら、持続的な共生関係を維持し、一人ひとりが質の高い生活と幸福（ウェルビーイング⁷）を得るためには、町に住むだれもが環境問題の現状と課題を共有し、住民、事業者、来訪者がともにその対応のための行動を起こすことが求められています。

また、こうした環境配慮の行動を将来にわたり持続するには、その行動において価値を生み出し、これを個人や企業等のそれぞれが享受する仕組みをつくることが重要となります。このためには、豊富な森林や、野尻湖や黒姫高原をはじめとする魅力ある自然を有するといった本町の環境特性を活かし、本町ならではの取組を実践することが求められます。

以上の考えのもと、本計画では信濃町の目指すべき姿を次のように定めます。

パートナーシップで築く 一人ひとりの幸せ 誇れる環境

自然環境との共生や気候変動対策の取組を、
行政及び町内外の個人・団体のパートナーシップで実践することで、
高い生活の質と幸福（ウェルビーイング^{*}）を持続可能なものにする地域

⁷【ウェルビーイング】身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義等の将来にわたる持続的な幸福を含む概念。

2. 推進の方針

目指すべき姿を実現させるにあたり、効率的・効果的に各種事業を進めるために、本計画は以下の方針に基づいて施策を推進します。

方針1

「公害対策を基調とするステージⅠから、循環型社会・脱炭素社会をつくるステージⅡ・Ⅲへと環境施策の段階を上昇させる」

⇒これまで本町の実施してきたステージⅠの事業は継続しつつ、役割を終えつつあるものは縮小し、力点をステージⅡ・Ⅲにあたる事業へ移していきます。

⇒ステージⅡについては、自然の再生、リサイクル、脱炭素・GX*等について、町・住民・事業者等のそれぞれの活動をさらに推進します。

⇒これまで本町ではあまり取組のなかったステージⅢについては、新規事業も含めてあらためて実施方法を検討し、少しずつパートナーシップを構築できるよう努めます。

ステージⅠ	規制、監督、基盤整備等の取組 >公害対策等、マイナスの行動を減らすこと	継続(役割を終えたものは縮小)
ステージⅡ	個人・事業者等の行動変容の促し >省エネルギーやリサイクル等、プラスの行動をすること	力を入れる
ステージⅢ	パートナーシップの推進(連携体制づくり) >社会全体でのメリットを追求すること	新たに取り組む

方針2

「町、住民、事業者、町外からの来訪者と、環境施策の大きな考え方や状況を共有する」

⇒町の現状と課題を町内外の主体と広く共有できるよう、広報や観光ルールの明文化等、積極的な発信を行い、幅広い主体を巻き込みます。

⇒それぞれの主体がどのような活動をしているかを広く共有し、その活動をさらに支援します。



方針 3

「豊富な森林や魅力ある自然を有するといった本町の環境特性を活かす」

- ⇒豊富な森林は、美しい景観を生み出す魅力的な観光資源であり、住民や来訪者に癒しやレジャーを提供するだけでなく、二酸化炭素を吸収する機能を持っており、温暖化対策においても重要な資源です。この価値を活かし、環境施策を推進します。
- ⇒野尻湖や周辺の池、黒姫高原と山麓の森林や湿地等は、特徴的な自然環境であり、住民に愛されているだけでなく、移住者や観光客等、町外からの来訪者を惹きつけています。この愛着・関心も活かして、環境施策を推進します。



【コスモスと黒姫山】



【野尻湖と黒姫山の全景】

方針 4

「町内外の各主体が協働して活動できる「パートナーシップ」の体制づくりを推進する」

- ⇒既存の様々な活動が個別の動きに留まらないよう、情報共有・相互連携を促し、パートナーシップとしての行動がしやすい仕組みや体制づくりに努めます。
- ⇒個人・企業等がそれぞれの価値を見出し、持続的に環境配慮の行動を進めることのできる事業の創出や既存事業の発展を支援します。



3. 施策の柱（環境目標）

先に示した方針に基づいて、施策の柱を下記4つの「環境目標」として定めます。本計画は、この「環境目標」を達成するために、各種事業に取り組みます。

環境目標1 人や社会の基盤となる環境を守る



水や空気、静けさや景観といった自然環境を保全し、人や社会のあらゆる活動を下支えする基盤となる環境を将来にわたって守ります。

概ね「ステージⅠ」に該当する取組で、違法廃棄や公害等で自然環境が損なわれないよう規制や監督を着実にを行います。

環境目標2 生態系・生物多様性の保全と利用を進める



自然環境という基盤の上で生きる多種多様な生き物を守り、その望ましい利用を推進します。

生態系へのダメージを抑制する「ステージⅠ」に加えて、森林再生や自然とのふれあいづくり等プラスの行動をとる「ステージⅡ」も実施・促進していきます。

環境目標3 地球温暖化の防止と資源循環に取り組む



地球温暖化につながる二酸化炭素等の排出を減らすこと、そのことにも寄与する資源循環の推進に取り組みます。

概ね「ステージⅡ」に該当する取組で、将来の地球全体の環境を見据えた省エネルギー、再生可能エネルギー導入、リサイクル推進等の活動を推進していきます。

環境目標4 協働で持続可能な地域をつくる



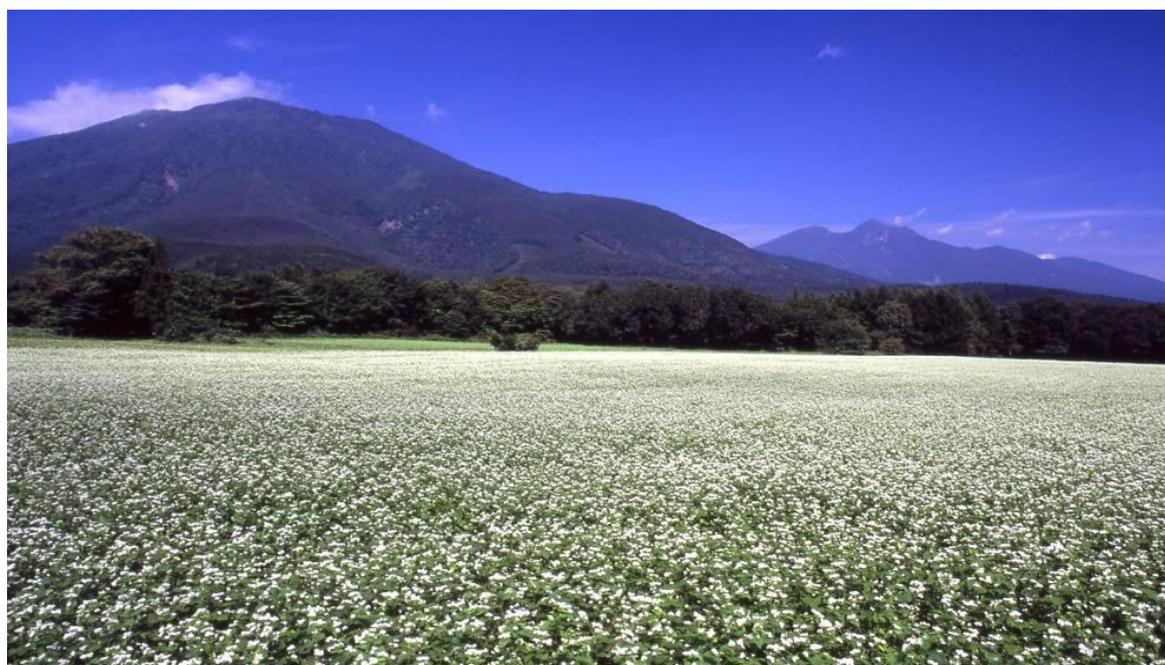
行政、住民、事業者、そして町外の来訪者や企業も含めて、協働して環境の取組を行うための関係づくり、体制づくりに取り組みます。

各主体がそれぞれ進める「ステージⅡ」の活動をさらに支援することで、より幅広い主体と連携して広げていくことを目指すとともに、その先には複数主体のパートナーシップによる社会全体のメリットを確保する「ステージⅢ」の実現に努めます。

4. 施策の体系

それぞれの「環境目標」ごとに、次の施策に取り組みます。

環境目標	施策
1 人や社会の基盤となる環境を守る	(1) きれいな水・空気、豊かな土を守る
	(2) 静けさを守る
	(3) 美しい景観や快適な生活環境を守る
	(4) 有害物質対策を行う
2 生態系・生物多様性の保全と再生及び利用を推進する	(1) 生態系の保全と再生に取り組む
	(2) 自然環境の適切な利用と人のふれあいを推進する
3 地球温暖化対策と資源循環を推進する	(1) エネルギーの効率的利用を推進する
	(2) 再生可能なエネルギーの導入・普及を推進する
	(3) ごみの削減と適正な処理を推進する
	(4) 資源の循環を推進する
	(5) 気候変動に伴う災害等への対策に取り組む
4 協働で持続可能な地域をつくる	(1) 官民のパートナーシップで環境活動を推進する
	(2) 学習・啓発で持続可能なライフスタイルを広げる
	(3) 町外からの来訪者や企業等との連携体制をつくる
	(4) 地域循環型社会の形成のための調査研究に取り組む



【そばの花と黒姫山】

第4章 地球温暖化防止の目標（地球温暖化防止実行計画 区域施策編）

これまで本町では「信濃町地球温暖化防止実行計画（事務事業編）」を策定し、行政施設の運営と施策・事業の実施における温室効果ガス^{*}の排出量削減に取り組んできました。

本計画（区域施策編）では、対象範囲を広げ、住民の暮らしと産業活動も含めた町全体での温暖化防止の取組を推進し、ゼロカーボンを実現することを目指します。

1. 地球温暖化防止の取組の概要

（1）背景と計画の位置づけ

●背景

本町では、平成16年（2004年）に「信濃町地球温暖化防止実行計画」を策定しました。これは地球温暖化対策の推進に関する法律第21条の第1項の規定に基づき都道府県及び市町村に策定が義務付けられている「地球温暖化対策実行計画」の【事務事業編】に相当するもので、本町の事務事業の実施にあたって温室効果ガス^{*}排出量削減に取り組むものです。

平成27年（2015年）には第2次、平成30年（2018年）には第3次、令和5年（2023年）には第4次と、計画を更新しながら取組を継続してきました。

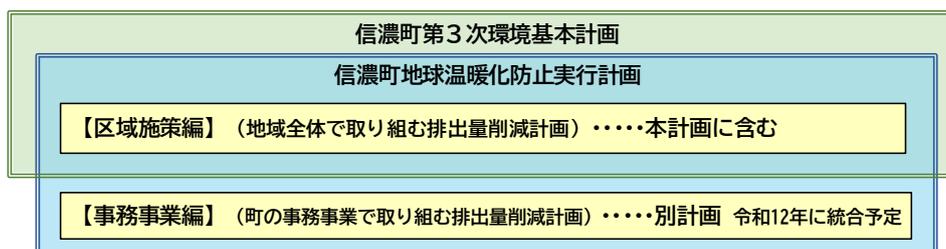
●本計画での位置づけ

本計画の策定にあたって、第3章に示した本計画の目指すべき姿を実現する取組の中に、地球温暖化対策に資するものが多くあることから、今後は「信濃町地球温暖化防止実行計画」を本計画と一体化することを目指します。

これにあたり、まず市町村の「地球温暖化対策実行計画」のうち、地域全体の削減目標を定めて住民・事業者等とともに削減に取り組む【区域施策編】を本計画に組み込むこととします。【区域施策編】は中核市未満の市町村において努力義務となっているものです。

また、現在独立して存在している【事務事業編】については、本計画の中間見直しを行う令和12年（2030）に本計画と一体化し、総合的な環境施策の視点と関係主体との連携のもとに、より効果的な地球温暖化対策を推進していくものとします。

〈本計画における「地球温暖化対策計画」の位置づけ〉



(2) 基準年度と目標年度

「第4次信濃町地球温暖化防止実行計画」【事務事業編】は、令和3（2021）年度を現状とし、令和9（2027）年度までの目標を定めています。そこで本計画も、【事務事業編】の設定を引き継ぎ、令和3（2021）年度を「現状年度」とします。

また、このたび新たに【区域施策編】を組み込むにあたり、国の定めた「2050年カーボンニュートラル宣言」及びこれに基づいて定められた長野県「ゼロカーボン戦略」に準じて、「目標年度」は、長期目標を令和32（2050）年度とし、中期目標は令和12（2030）年度とします。

なお、長野県「ゼロカーボン戦略」では、平成22（2010）年度を基準として削減目標を定めており、本町でもこの目標に準じるため、「基準年度」を平成22（2010）年度とし、適宜「現状年度」との比較を行いながら、「目標年度」における目標を定めます。



参考 長野地域連携中枢都市圏「2050年ゼロカーボン宣言」

地球温暖化が原因と指摘される気候変動の影響によって、記録的な高温、大雨、干ばつ等の異常気象が、世界各地で頻繁に発生し、今後、更に深刻な災害が発生する危険性や、豊かな自然への影響も考えられます。そうした中、令和元年東日本台風災害は、長野地域連携中枢都市圏を構成する9市町村に対しても甚大な被害をもたらし、まさに、気候危機に直面している現実と正面から向き合う機会となりました。2021年11月に開催されたCOP26（国連気候変動枠組条約第26回締約国会議）で採択されたグラスゴー気候合意では、世界的な平均気温の上昇を1.5℃以内に抑えることが正式な目標として定められました。IPCC（国連の気候変動に関する政府間パネル）の報告書では、その目標達成のためには、「2050年までに二酸化炭素の排出量を実質ゼロとすることが必要」とされており、脱炭素社会の構築に向けた取組が急務となっています。

我が国でも、2020年10月に政府が「2050年カーボンニュートラル」を宣言し、2021年4月には2030年度までの温室効果ガス削減目標を2013年度比で46%削減とすることが発表されました。

長野県では、2019年12月に「2050ゼロカーボンへの決意」と併せて、都道府県初となる「気候非常事態宣言」を発出し、圏域9市町村を含む県内全ての市町村が賛同しております。

こうした国内外の動向を踏まえ、長野地域連携中枢都市圏9市町村では、各自治体の特性を生かした温暖化対策を講じるとともに、脱炭素事業を共同で創出・実施し、圏域全体で脱炭素化を推進してまいります。地球温暖化の影響から住民を守り、将来にわたり持続可能な地球環境を次の世代に残すために、住民・事業者・自治体が一丸となって脱炭素に向けた意識を共有し、一人一人が、我がこととして、共に行動できるよう、長野地域連携中枢都市圏は、構成する9市町村でスクラムを組み、長野県、そして国と、これまで以上の連携を図り、長野地域連携中枢都市圏として2050年二酸化炭素排出実質ゼロを目指す「ゼロカーボン宣言」を発出します。

【令和4年2月宣言 長野県地域連携中枢都市圏】

3. 温室効果ガス排出量の将来推計

(1) 将来推計算出の考え方

本町では今後も人口減少が続くと見込まれます。温室効果ガスの排出量は人口規模に大きく連動するため、人口減少に伴って温室効果ガスも減少すると考えられます。そこで、まずは現状のまま排出量削減の取組をしなかった場合の将来の温室効果ガス排出量の見込みを、「現状すう勢⁸」として推計します。

その上で、削減対策を講じることによって「現状すう勢」よりもさらに排出量を抑制するための目標を設定します。

(2) 温室効果ガス排出量の将来推計

「現状すう勢」は、温室効果ガスを排出する部門・分野ごとの「活動量」×「排出原単位」で算定することができます。「活動量」とは、使用した原材料の量、生産時のエネルギー利用量、輸送量や廃棄量等で、その部門・分野が排出する温室効果ガスの量を推計する際に用いる値です。本計画では、各部門・分野の排出量推計にあたって、以下のとおり部門・分野ごとの「活動量」を試算しました。

〈温室効果ガス排出量の将来推計のための活動量データ〉

部門・分野		活動量の指標（単位）	活動量				
			実績		推計		
			2010年	2021年	2030年	2050年	
産業	製造業	製造品出荷額等（百万円）	34,114	30,570	26,407	26,407	
	建設業・鉱業	従業者数（人）	366	281	284	165	
	農林水産業	従業者数（人）	174	193	171	100	
業務その他		従業者数（人）	2,655	2,089	1,934	1,127	
家庭		世帯数（世帯）	3,411	3,348	2,643	1,540	
運輸	自動車	旅客	自動車保有台数（台）	5,851	5,428	4,671	2,721
		貨物	自動車保有台数（台）	2,727	2,833	2,438	1,420
	鉄道	人口（人）	9,238	7,600	6,541	3,810	
廃棄物	一般廃棄物焼却量（t-CO ₂ /年）		611	579	407	237	

「活動量」に用いる指標については、環境省が自治体ごとの排出量を推計している「自治体排出量カルテ」が用いるものに準じています。また、各指標の「活動量」の将来推計値をどのように試算するかについては、環境省「区域施策編目標設定・進捗管理支援ツール」を参照しつつ、次のとおりとしました。

⁸【現状すう勢（BAU：Business As Usual）】追加の地球温暖化対策を行わず、インフラ等は現状のものを使い続けるという仮定のもと、人口減少等の社会的条件のみが変化するという前提に基づき、将来の温室効果ガスの排出量を予測したもの。なお、今回の算出では、環境省の「区域施策編」目標設定・進捗管理支援ツールと用い、基準年を2010年、電力排出係数は0.484kg-co₂/kwhとしている。

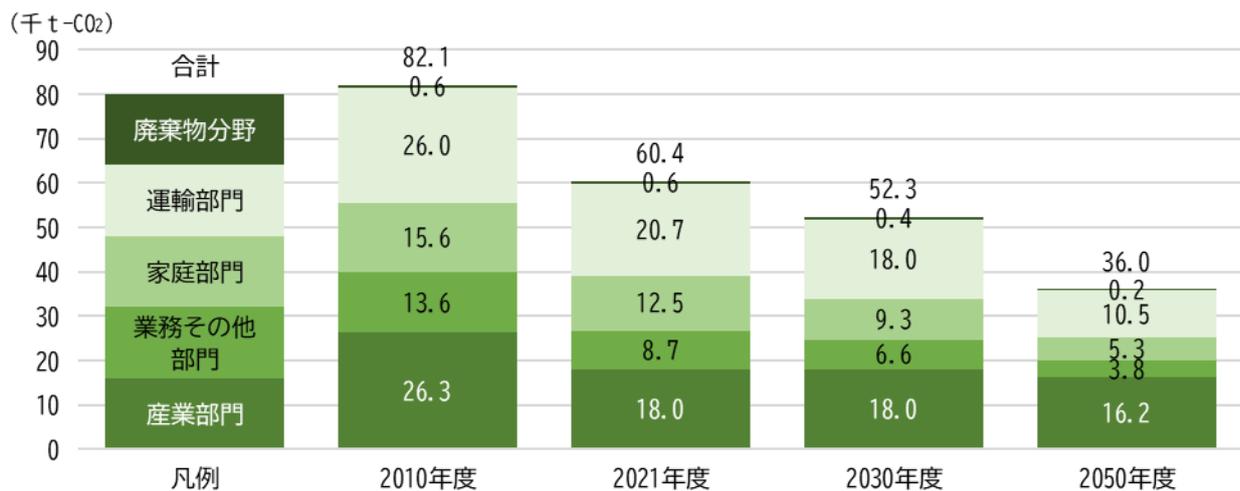
〈活動量の将来推計値の試算方法〉

活動量の指標	将来推計値の試算方法
製造品出荷額等	平成 22（2010）年度から令和 3（2021）年度の平均額を使用
従業者数	「基準年度」から「現状年度」までの産業毎の従業者数の人口に占める割合の平均を求め、これが継続すると仮定し、この割合を人口に乗じた数値を使用
世帯数	「現状年度」の 1 世帯あたりの世帯人数が今後も継続すると仮定し、人口をこの世帯人数で除した数値を使用
旅客自動車保有台数	「現状年度」の 1 世帯あたりの所有台数が今後も継続すると仮定し、この所有台数に世帯数を乗じた数値を使用
貨物自動車保有台数	「現状年度」の 1 人あたりの貨物台数が今後も継続すると仮定し、この台数を人口に乗じた数値を使用
人口	信濃町長期振興計画において、「国立社会保障・人口問題研究所」の人口推計をもとに試算した本町の将来人口推計を使用
一般廃棄物焼却量	「基準年度」から「現状年度」までの 1 人あたりの平均排出量を求め、この水準が今後も継続すると仮定し、この量に人口に乗じた数値を使用

上記の「活動量」に、環境省「区域施策編目標設定・進捗管理支援ツール」が用いている「排出原単位」を乗じて、本町の「現状すう勢」を以下のとおり試算しました。

排出量削減の取組をしなかった場合でも、人口減少に伴う様々な活動の低下によって、「基準年度」である平成22（2010）年度の82.1千t-CO₂に対して、令和12（2030）年度には52.3千t-CO₂（36.3%）の減少、令和32（2050）年度では36.0千t-CO₂（56.2%）の減少が予測されます。

〈信濃町の温室効果ガス排出量の「現状すう勢」による将来推計〉



出典：環境省「区域施策編目標設定・進捗管理支援ツール」を用いて独自に試算

4. 削減目標

(1) 削減目標設定の考え方

●パリ協定、国の目標設定の考え方

平成 27 (2015) 年に開催された国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議 (COP21) では、令和 2 (2020) 年以降の国際的な地球温暖化対策の枠組みである「パリ協定」が採択されました。パリ協定では、「世界全体の平均気温の上昇を工業化以前よりも、2 度高い水準を十分に下回ること並びに 1.5 度高い水準までのものに制限するための努力を継続すること」、また、「今世紀後半に温室効果ガス^{*}の排出を実質ゼロにすること」等为目标とし、温室効果ガスの排出量と吸収量のバランスが取れるよう、各国の実情に応じた削減目標を定め、その実施状況を報告することが合意されました。

わが国では、パリ協定の批准を踏まえて「地球温暖化対策計画」を平成 28 (2016) 年に閣議決定し、温室効果ガス削減の中期目標として、令和 12 (2030) 年までに「平成 25 (2013) 年比 26%削減」、「令和 32 (2050) 年には温室効果ガスの排出量を実質ゼロ」を目指すこと (脱炭素社会の実現) を宣言しました。

●長野県の目標設定の考え方

長野県は令和 3 (2021) 年 6 月に策定 (令和 4 年 5 月改訂) した「長野県ゼロカーボン戦略」で、最終目標年度 (令和 32 (2050) 年度) までに二酸化炭素排出量の「実質ゼロ」を目指しています。

「実質ゼロ」とは、省エネルギー推進や再生可能エネルギー^{*}導入によっても抑制しきれなかった二酸化炭素の総排出量を、森林が光合成によって二酸化炭素を吸収する「森林吸収⁹」で相殺した状態を指します。この考えから実質的排出量 (総排出量から森林吸収量を差し引いたもの) について、「基準年度」(平成 22 (2010) 年度) から中間目標年度 (令和 12 (2030) 年度) までに、60%削減するとの目標を設定しています。

●本町の目標設定の考え方

本町においても、令和 4 (2022) 年度に、令和 32 (2050) 年度までに二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指す「ゼロカーボン宣言」を長野地域連携中枢都市圏の 9 市町村の共同で発出しました。

この宣言では、各自治体の特性を生かした温暖化対策を講じるとともに、脱炭素事業を共同で創出・実施し、圏域全体の脱炭素化を推進していくことが示されています。

この宣言にもとづいて、本町では、バックカスティング^{*}の概念によって設定された「長野県ゼロカーボン戦略」と同様に、令和 32 (2050) 年度には二酸化炭素排出量を「実質ゼロ」にすることを目標とし、令和 12 (2030) 年度の中間目標もあわせて設定します。

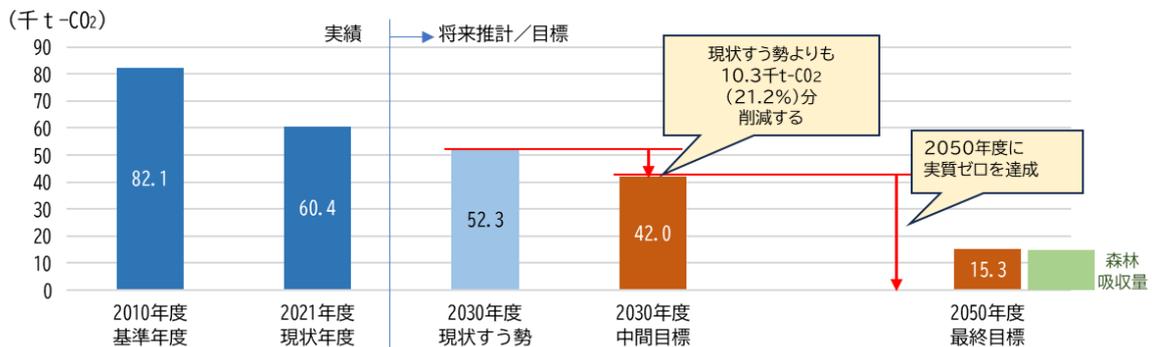
⁹ 森林は、伐採に伴う再生林や保育等により二酸化炭素を吸収・固定することから、二酸化炭素吸収源として位置付けられている。ただし、森林による吸収量の測定方法は、まだ、確立したものではない。京都議定書で定められた推計手法は、国によって報告義務や算出方法にばらつきがあり、透明性の不足が指摘されている。パリ協定では、新たなガイドラインが適用され、衛星観測等の計測技術も進化したが、算定基準が完全に統一されていないことや地上と衛星観測の誤差が大きい等の課題がある。現在も発展途上の段階にあるため、現時点で算出されている森林吸収量が、計測手法の進歩によって変化する可能性があることに留意する必要がある。

(2) 本町の削減目標

●町全体の削減目標

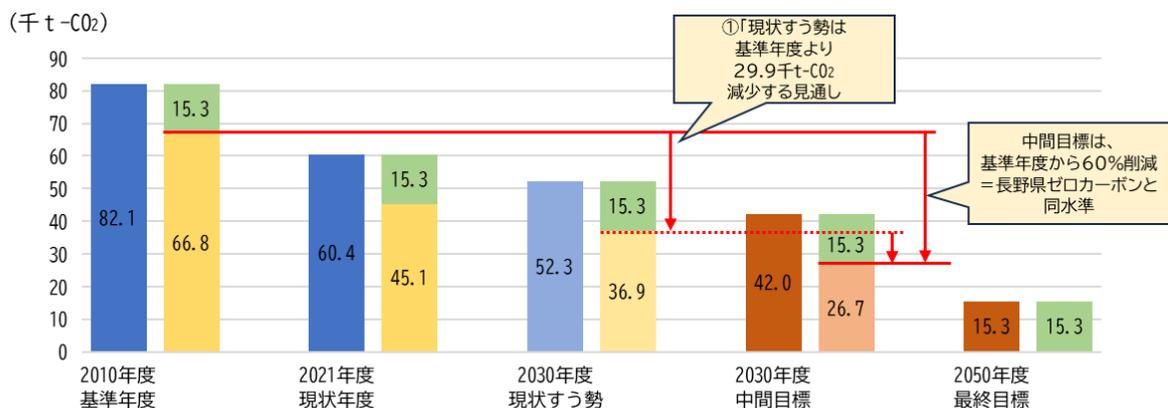
令和 32 (2050) 年度までに二酸化炭素排出量を「実質ゼロ」とするため、町の区域内で排出される二酸化炭素の総量を、本町の森林吸収量の推計値¹⁰である 15.3 千 t-CO₂ まで削減することを目標とします。また、実質ゼロに向けた中間目標として、令和 12(2030) 年度には、42.0 千 t-CO₂ まで抑制することを目指します。令和 12 (2030) 年度の「現状すう勢」は 52.3 千 t-CO₂ であり、その 19.7%にあたる 10.3 千 t-CO₂ が本計画によって取り組む当面の削減目標となります。

〈信濃町の二酸化炭素排出量の削減目標〉



なお、中間目標の目指す水準は、長野県ゼロカーボン戦略における短期目標と同様に、「平成22 (2010) 年度から令和12 (2030) 年度までに実質的排出量を60%削減する」としています。

〈参考：信濃町の二酸化炭素排出量の削減目標（実質的排出量）〉



¹⁰ 森林吸収量の推計値の算出については、長野県の森林吸収量を県と町の森林面積の割合で案分し、15.3 千 t-CO₂ と試算した。長野県の森林吸収量は、林野庁が京都議定書に基づいて都道府県別の算出する森林吸収量（長野県ゼロカーボン戦略 P62 に記載のある 2010 年度分）を用い、2010 年農林業センサスの森林面積で案分して算出した。「森林吸収量」は森林の整備面積や樹種・樹齢等によって変動するが、町の森林を適切に保全・管理することで 2010 年度の「森林吸収量」を維持すると仮定した。

●中間目標を達成するための部門別の削減目標

令和12(2030)年度の中間目標を達成するためには、令和12(2030)年度の二酸化炭素排出量の「現状すう勢(42.0千t-CO₂)」から10.3千t-CO₂分を削減することが必要です。「現状すう勢」の約2割分の削減が必要になりますが、この比率を各部門に割り付けた削減量を各部門・分野における削減目標とします。

各部門の削減目標は、産業部門では3.6千t-CO₂、業務その他部門では1.3千t-CO₂、家庭部門では1.8千t-CO₂、運輸部門では3.5千t-CO₂、廃棄物分野では0.1千t-CO₂になります。

〈部門・分野別の削減目標〉 (千t-CO₂)

		2010年度	2021年度	2030年度	2030年度		2050年度
		基準値	参考	①現状すう勢	②中間目標	削減目標 (②-①)	最終目標
総量		82.1	60.4	52.3	42.0	▲10.3	15.3
部門別	産業部門	26.3	18.0	18.0	14.5	▲3.6	5.3
	業務その他部門	13.6	8.7	6.6	5.3	▲1.3	1.9
	家庭部門	15.6	12.5	9.3	7.4	▲1.8	2.7
	運輸部門	26.0	20.7	18.0	14.5	▲3.5	5.3
	廃棄物分野	0.6	0.6	0.4	0.3	▲0.1	0.1

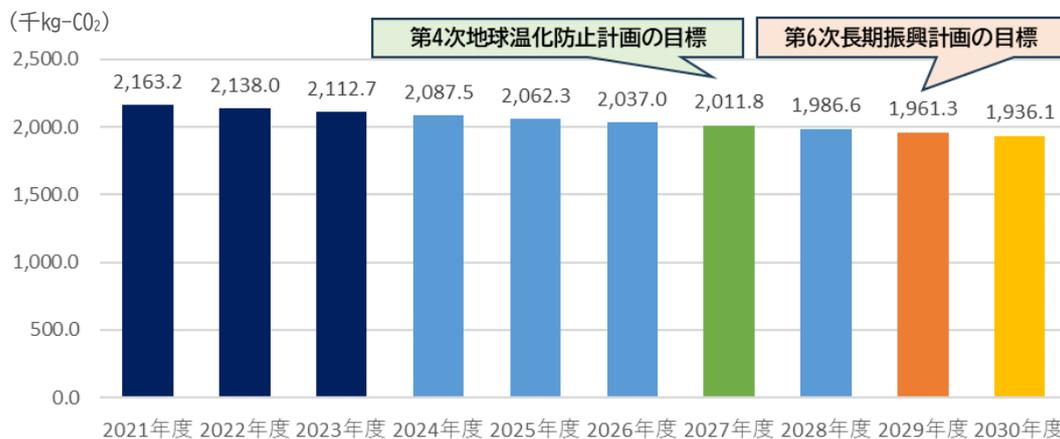
出典：環境省「区域施策編目標設定・進捗管理支援ツール」を用いて独自に試算

●本町の公共施設における二酸化炭素排出量の削減目標

本町は、令和5(2023)年度に策定した「第4次信濃町地球温暖化防止実行計画」において、町の公共施設の運営や事務事業における二酸化炭素排出量を、令和3(2021)年度の2,163.2千kg-CO₂を、令和9(2027)年度までに2,011.8千kg-CO₂にすることを目標と決めました。この削減量は151.4千kg-CO₂(7.0%)となります。

また、令和6(2024)年度に策定された「信濃町第6次長期振興計画」では、重要指標として、令和11(2029)年度の二酸化炭素排出量を1,961.3千kg-CO₂にまで削減することを目標としており、この目標を2030年時点まで延長すると1,936.1千kg-CO₂に相当します。

〈本町の公共施設における温室効果ガスの排出量の削減目標〉



出典：信濃町「第4次信濃町地球温暖化防止実行計画」「第6次長期振興計画」

◆（参考）再生可能エネルギーの導入ポテンシャル

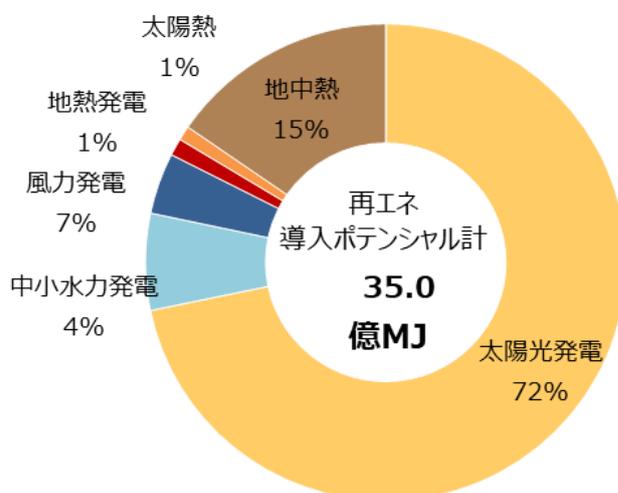
環境省「自治体再エネルギー情報カルテ」を用いて、本町の再生可能エネルギー*発電施設の設置可能面積や平均風速、河川流量等から理論的に算出できるエネルギー資源量（導入ポテンシャル）を把握しました。

令和4（2022）年度の再生可能エネルギー（電気）の導入ポテンシャルは、81万4130MWh/年で、同年度の再エネルギー導入量6104MWh/年¹¹の130倍以上になります。導入ポテンシャルを熱量換算すると、72%は太陽光発電が占めており、次いで、地中熱が15%、風力発電が7%、中小水力発電*が4%となっています。

中間目標を達成し、ゼロカーボン*を実現するためには、町の環境に適した形で太陽光発電を普及させていくことが必要です。また、本町には木質バイオマス*の賦存量が多いことから、森林資源を活かした熱利用を検討していくことも重要です。

〈再生可能エネルギーの導入ポテンシャル（発電利用・利用可能熱量）〉
令和4年度（2022年度）

大区分	中区分	賦存量	導入ポテンシャル			
			発電電力量	単位	利用可能熱量	単位
太陽光	建設系	-	82,765	MW	3.9	億MJ
	土地系	-	446,219	MW	21.2	億MJ
	計	-	528,984	MW	25.1	億MJ
風力	陸上風力	701,400	36,100	MW	2.3	億MJ
中小水力	河川部	7,210	7,210	MW	1.5	億MJ
	農業用水路	0	0	MW	0.0	億MJ
	計	7,210	7,210	MW	1.5	億MJ
地熱	計	4,500	1,857	MW	0.4	億MJ
①再生可能エネルギー（電気）合計		713,110	574,151	MW	29.3	億MJ
		1,511,750,575	814,130,087	MWh/年		
太陽熱	-	-	-	-	0.3	GJ/年
地中熱	-	-	-	-	5.4	GJ/年
②再生可能エネルギー（熱）合計		-	-	-	5.7	GJ/年
③再生可能エネルギー（電気・熱）合計		-	-	-	35.0	GJ/年
木製バイオマス	発生量 （森林由来分）	21,257	千m ³ /年			
		162,763,297	GJ/年			



出典：環境省「自治体再エネルギー情報カルテ」

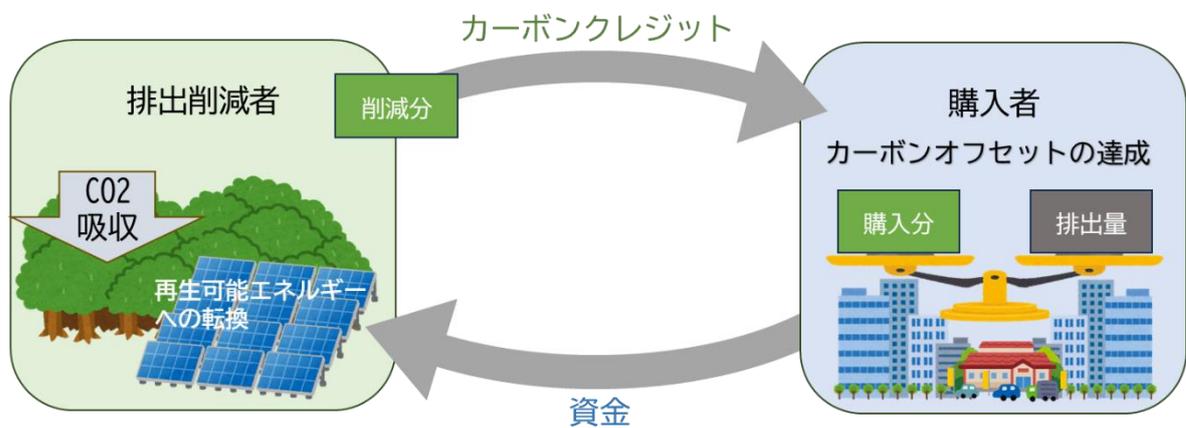
¹¹ 再エネルギー導入量 6104MWh/年は、環境省「自治体排出量カルテ」の推計による信濃町の再生可能エネルギーによる発電電力量の推計値。

カーボンクレジットとは、企業や自治体による二酸化炭素削減のための取組によって削減された二酸化炭素量を債権（クレジット化）し、金銭的な価値と市場流動性を持たせ、国内の他の企業や自治体に売却できる仕組みで、経済産業省・環境省・農林水産省が「J-クレジット制度」を運営しています。

この仕組みを活用することで、クレジット購入者は、様々な事業活動で発生させた二酸化炭素を、購入した国内クレジットで埋め合わせる（カーボンオフセット）ができます。

信濃町には広大な森林があることから、町内の森林の植栽や間伐等に取り組み、都市部の企業や自治体と二酸化炭素排出量の取引を行うことを通じて、地球温暖化防止に貢献することができるポテンシャルを持った地域であるといえます。

図：カーボンクレジットの仕組み



5. 削減目標達成に向けた取組の方向性

(1) 現状すう勢と取組の方向性

本町が、令和12（2030）年度の中間目標を達成するために、産業・家庭・運輸・廃棄物等の各領域において推進すべき取組の方向性を以下に示します。

〈領域ごとの二酸化炭素排出量（2030年度の現状すう勢）〉

領域	区分	2030年度 現状すう勢 (千t-CO ₂)	総量に 占める割合	領域内に 占める割合
産業活動	産業（製造業）	13	34.5%	52.8%
	産業（建設業・鉱業）	0.5		2.1%
	産業（農林水産）	4.5		18.5%
	産業（その他）	6.6		26.7%
家庭	家庭	9.3	17.7%	-
運輸	運輸（旅客自動車）	5.7	34.4%	31.4%
	運輸（貨物自動車）	11.9		66.3%
	運輸（鉄道）	0.4		2.2%
廃棄物	廃棄物	0.4	0.8%	0.8%
	合計	52.3	100.0%	-

運輸に占める
自動車の割合
97.7%

出典：環境省「区域施策編目標設定・進捗管理支援ツール」を用いて独自に試算

●産業・業務部門

令和12（2030）年度の「現状すう勢」を見ると、産業部門・業務部門は全体の34.5%を占めています。内訳を見ると、製造業が52.8%、建設業・鉱業が2.1%、農林水産業が18.5%、業務その他（サービス業等）が26.7%となっています。各産業分野において、化石燃料由来の資材や燃料の使用量を削減していくことや再生エネルギーを活用する等のGX（グリーントランスフォーメーション*）を促進することが必要です。

●家庭部門

令和12（2030）年度の「現状すう勢」を見ると、家庭部門は全体の17.7%を占めています。内訳は、照明・動力、冷暖房、給湯等から構成されているため、これらの高効率化に加えて、住宅の高断熱・高气密化及び再生可能エネルギー*設備の導入の促進が必要です。また、住民の暮らしや価値観についても環境負荷を低減するものへと転換していくことが大切です。

●運輸部門

令和12（2030）年度の「現状すう勢」を見ると、運輸部門は全体の34.4%を占めています。運輸部門の中では、鉄道はわずか2.2%で自動車の割合が97.7%となっています。このため、目標達成に向けては、燃費性能の高い自動車への乗換え、並びに自動車から徒歩、自転車、公共交通等への転換を促すことが必要です。

●その他

電気やエネルギーの地産地消^{*}を促進することで災害時のレジリエンス（強靱性^{*}）¹²を高めていくことも必要です。

中間目標の達成には、森林吸収量を維持していくことが必要なことから、計画的な森林整備や地域の山林や木材の活用を促進する必要があります。

（２） 中間目標達成に向けた取組例

中間目標達成に向けた取組例を以下に挙げます。本町では、これら取組例を参考として、町の環境の保全・再生に関わる各主体がそれぞれの意思によって行動を起こすことを促すとともに、ポジティブな行動を引き出すための効果的な連携についても推進していくものとしします。

①交通・自動車分野
○クリーンエネルギー自動車 [*] ¹³ の普及 マイカー・社用車・公用車のEV（電気自動車）・PHEV ¹⁴ ・ハイブリット車への転換の促進 FCV ¹⁵ （燃料電池車 [*] ）への転換の促進
○公共施設等への充電ステーションの設置
○水素ステーション [*] ¹⁶ 誘致等の推進
○自動車以外の移動手段への転換の促進（公共交通、自転車、徒歩等）
○エコドライブの啓発
○公共交通の継続的改善と鉄道との連携強化による利用促進
○新たな二次交通 [*] （観光客、住民の町内移動の手段として）の検討
②建築分野
○新築住宅の高断熱・高気密化（ZEH [*] ¹⁷ ）の促進
○店舗や業務用ビルの脱炭素化（ZEB [*] ¹⁸ ）の促進
○HEMS [*] ¹⁹ による事業所の効率的なエネルギー利用の促進
○公共施設の省エネルギー化と先導事例としての啓発
○既存住宅の省エネルギー化のための改装、エネ家電・創エネ設備の導入の促進
○家庭用の高効率設備（給湯器・冷暖房、冷蔵庫、LED等）の導入促進
③産業分野

¹² 【レジリエンス】英語で「復元力」「回復力」を意味し、災害に対する強靱さや回復力を示す。

¹³ 【クリーンエネルギー自動車】エコカー、または低公害車ともいう。環境に配慮された自動車の総称。

¹⁴ 【PHEV】プラグインハイブリッド車の略語。ガソリンと電気の両方で走行できる自動車。

¹⁵ 【FCV】Fuel Cell Vehicleの略語。燃料電池内で水素と酸素の化学反応によって発電した電気エネルギーで、モーターを回して走る自動車のこと。

¹⁶ 【水素ステーション】燃料電池自動車（FCV）の燃料である水素を供給する設備のある場所。

¹⁷ 【ZEH（ゼッチ）】net Zero Energy Houseの略語。「エネルギー収支をゼロ以下にする家」という意味。1年間で消費するエネルギーの量を実質的にゼロ以下にする家をさす。

¹⁸ 【ZEB（ゼブ）】先進的な建築設計によるエネルギー負荷の抑制や自然エネルギーの積極的な活用ができる設備の導入等により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギー化を実現した上で、エネルギー自立度を極力高め、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指した建築物のこと。

¹⁹ 【HEMS（ヘムス）】Home Energy Management Systemの略語。家庭で使うエネルギーを節約するための管理システムで、家電や電気設備とつないで、電気やガス等の使用量をモニター画面等で「見える化」したり、家電機器を「自動制御」したりする仕組みのこと。

- グリーン成長分野への挑戦（新技術の開発、産業構造の転換）
- 事業活動及びサプライチェーン²⁰全体の脱炭素化の啓発と促進
- 工場の省エネルギー設備更新・電化の促進
- 産業用の高効率設備（空調・ボイラー、冷凍庫、給湯器）の導入の促進
- BEMS²¹による事業所のエネルギー利用状況の可視化と効率的利用の促進
- LED等の次世代照明の利用促進
- 農薬や化学肥料の使用を抑えた農業の促進

④住民生活分野

- クールビズ・ウォームビズ²²の実施による省エネルギーのライフスタイルの啓発
- 食品ロス^{*}の削減促進
- 資源物の分別収集とリサイクルの推進

⑤ 再生可能エネルギー利用

- 町のポテンシャルを活かす「豪雪地型太陽光発電^{*}」の普及の推進
- 太陽光発電施設の維持・増設
- 蓄電池²³導入による効率的なエネルギー利用の促進
- 太陽光以外の再生可能エネルギー^{*}（地熱・風力・小水力等）の活用方法の研究
- 木質バイオマス²⁴燃料の導入、利用促進
- 再エネルギー電力の購入及び購入促進
- 指定避難所等への太陽光発電、蓄電池^{*}等の設備の導入
- 災害時のエネルギー供給体制の構築

⑥森林吸収量確保

- 二酸化炭素吸収量の確保のための森林整備の実施（公有林）
- 私有林の森林管理の啓発、促進
- 森林の多様な利活用の促進
 - ・間伐材等のバイオマス資源の活用促進
 - ・森林環境を活用したプログラムの開発、PRの支援
 - ・地域木材の利用促進
- 農業系バイオマスエネルギーの利用促進（剪定木の薪利用等）の利用促進

²⁰ 【サプライチェーン】原料調達に始まり、製造、在庫管理、物流、販売等を通じて、消費者の手元に届くまでの一連の流れを指す。供給を鎖に見立て、一続きの連続した流れとして捉える考え方。

²¹ 【BEMS（ベムス）】Building Energy Management Systemの略語。ビル内で使用する電力の使用量等を計測し、「見える化」するとともに、空調や照明設備等を制御するエネルギー管理システム。

²² 【クールビズ、ウォームビズ】過度な冷暖房に頼らずとも快適に過ごせるスタイルを推進するキャンペーンを指す言葉。夏に服装を軽装化することや、冬に暖かく過ごせる服装とすること等を推奨し、適切な温度での空調を促し、省エネルギー化を推進するもの。

²³ 【蓄電池】放電したら終わる乾電池と異なり、電気エネルギーを貯蔵でき、必要なときに放電できる充電可能な電池。

²⁴ 【木質バイオマス】生物資源（bio）の量（mass）を表す言葉で、「再生可能な、生物由来の有機性資源」のこと。主に、林地残材、製材工場等残材、建築発生残材の3つに分類できる。

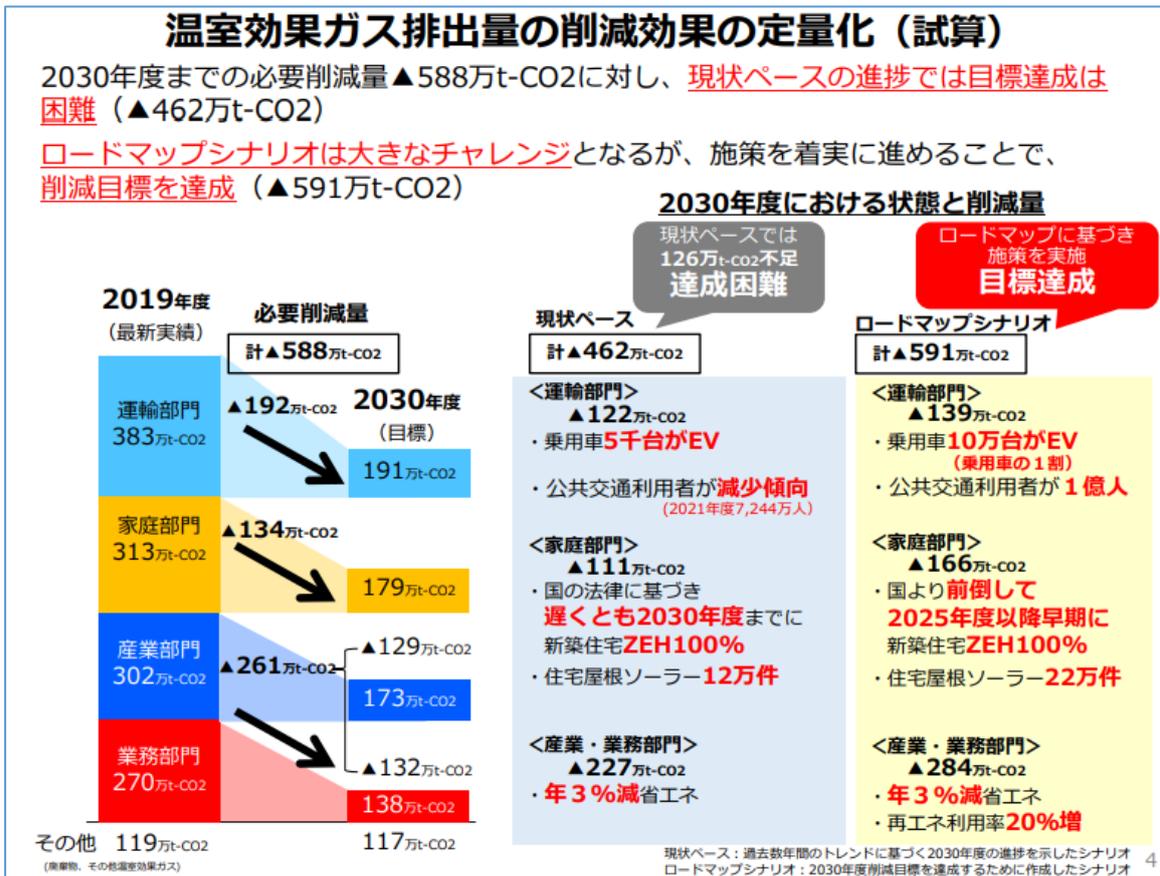
本町は、長野県ゼロカーボン戦略の目標水準を参考に、「基準年度」(2010)年度から中間目標(2030)年度までに実質排出量を約6割程度の水準に削減することを目標としています。

直前のページで「中間目標達成に向けた取組例」を挙げていますが、2030年にどのような状況になっていれば、目標を達成できるのか、数値だけではイメージしづらいものがあります。

そこで、2023年に長野県ゼロカーボン推進本部が作成した「長野県ゼロカーボンロードマップ」がどのような目標を立てているか、少し詳しく見てみましょう。

ロードマップは、長野県全体での数値目標を示していますが、多くの部分は信濃町に当てはめて想像してみることができます。

図：長野県ゼロカーボンロードマップ (2023年)



第5章 施策の展開

本章では、第3章で定めた施策の柱「環境目標」ごとに、本町が具体的に取り組むことを整理しています。

●地球温暖化防止実行計画の施策

本章の内容は、第4章（地球温暖化防止実行計画 区域施策編）で定めた目標達成のための取組でもあります。主に「環境目標3（地球温暖化対策と資源循環を推進する）」に記載した取組がそれに対応しますが、「環境目標1」「環境目標2」「環境目標4」で記載した取組も併せて、温室効果ガス*の排出抑制に取り組むものとしします。

●指標

「環境目標」ごとに、成果を測定する指標を定めます。指標は原則として前半5年（令和11（2029）年度）の達成状況を踏まえて中間見直しを行うことを想定し、令和11（2029）年度の目標を記載しています。

●協働するパートナー

本町の実施する取組を表形式で示していますが、表の右に「住民」「事業所等」の協働を示す列を設けています。各取組において、積極的に協働のパートナーとして関わるものには「◎」、何らかの形で参画することが想定されるものには「○」を示しています。

◆「環境目標」ごとに、以下のSDGs*17の目標から特に対応するものをアイコンで示します。

 1 貧困をなくそう	 7 エネルギーをみんなに。そしてクリーンに	 13 気候変動に具体的な対策を
 2 飢餓をゼロに	 8 働きがいも経済成長も	 14 海の豊かさを守ろう
 3 すべての人に健康と福祉を	 9 産業と技術革新の基盤を作ろう	 15 陸の豊かさを守ろう
 4 質の高い教育をみんなに	 10 人や国の不平等をなくそう	 16 平和と公正をすべての人に
 5 ジェンダー平等を実現しよう	 11 住み続けられるまちづくりを	 17 パートナーシップで目標を達成しよう
 6 安全な水とトイレを世界中に	 12 つくる責任、つかう責任	

SDGsとは「持続可能な開発目標」(Sustainable Development Goals)の略語で、持続可能な世界を実現する国際社会共通のものとして、令和12(2030)年までに達成を目指す17の目標が定められています。平成27(2015)年9月25日に国連サミットで採択され、各国・地域がそれぞれの行動を起こすことが求められています。



17のゴールのうち、少なくとも13が直接的に環境に関連するものであり、環境省もこの達成に向けて、気候変動や持続可能な消費と生産(循環型社会形成の取組等)等の分野における施策を積極的に展開していくとしています。本計画もその施策推進を通じて、SDGsのゴール実現に寄与するものです。

【参考】SDGs ウェディングケーキモデル

SDGsは17の目標と169のターゲットから構成されますが、これらの目標の相互の関係性を示すものとしてSDGs ウェディングケーキモデルがあります。

同モデルは、SDGsの目標17をケーキの頂点として、その下にある3つの階層「経済圏」「社会圏」「生物圏」によって構成されています。この3つの階層の並び方はそれぞれ意味があり、「経済」の発展は生活や教育等の社会条件によって成り立ち、「社会圏」は基盤となる「生物圏」、つまりは経済活動や、私たちの生命や暮らしを支える生物多様性や自然資源等の環境によって支えられていることを表しています。

図：The SDGs wedding cake (SDGs ウェディングケーキモデル)



出典：Azote for Stockholm Centre, Stockholm University CC BY-ND 3.0.より

環境目標 1 人や社会の基盤となる環境を守る



【野尻湖の紅葉】

本町は、野尻湖周辺、黒姫山一帯が妙高戸隠連山国立公園に指定されており、黒姫、飯縄、斑尾の山々に囲まれた豊かな自然をもっています。

自然環境は、多様な動植物の生息の場となっており、清涼な飲み水や農業をはじめとする産業用水を提供しています。また澄んだ水や空気、美しい景観は、住民の暮らしを支え、観光をはじめとした町外からの来訪者の呼び込みにもつながり、地域経済をまわす力

にもなっています。このように、自然環境は本町の人や社会の基盤となっています。

この豊かな自然環境を、本町のかげがえのない価値と捉え、これを守り、次世代へと受け継いでいくための取組を進めます。

●指標

項目	単位	現状	目標
野尻湖のCOD(75%値) ²⁵	mg/L	2.5 (2023 年度)	2.5 (現状の水質を維持)
騒音・振動の苦情件数	件/年	1 (2023 年度)	0 (毎年度ゼロ件を維持)
環境保全ボランティア参加者数 (ごみゼロ運動等)	人/年	446 (2023 年度)	500(2029 年)

※次ページ以降、住民と事業者等について、事業に積極的に協働のパートナーとして関わるものには「◎」、何らかの形で参画することが想定されるものには「○」を示しています。

²⁵ 【COD(75%値)】 CODとは、化学的酸素要求量のこと。数値が高いほど汚染物質が多いことを示す。75%値とは年間を通じて4分の3の日数はその値を超えないという水質レベルを示すもの。

(1) きれいな水・空気、豊かな土を守る

- 生活排水対策としての公共下水道の適切な維持管理や、工場や事業所の排水処理の適正化等によって、河川や湖沼の水質を守るとともに、土壌や地下水への汚染を防ぎます。
- 自動車や事業所、工場等の排ガス対策や野焼きの禁止等を通じて、有害物質の大気中への排出を抑え、きれいな空気と悪臭のない生活環境を守ります。

① 生活排水対策の推進

事業	内容	町	住民	事業所等
適正な污水処理の推進	○人口減少社会に対応し、持続可能な污水処理を実施するため、人口規模に応じた污水処理のあり方を検討し、公共用水域の水質保全に努めます。	上下水道係		
環境に配慮した排水の啓発	○洗剤の適量使用、廃食用油の処理・活用等により、各家庭から排出される生活排水の汚れを少なくするよう住民に啓発します。	環境係	◎	○

② 事業系排水対策の推進

事業	内容	町	住民	事業所等
事業所排水の適正処理指導	○事業所の排水の適正処理を指導し、公害の未然防止を徹底します。	環境係		◎

③ 水質浄化の推進

事業	内容	町	住民	事業所等
野尻湖汚濁防止策の検討	○野尻湖水質浄化池の適切な維持管理と、周辺の水質汚濁対策を進めます。	農林畜産係		

④ 土壌や地下水汚染の防止

事業	内容	町	住民	事業所等
土壌及び地下水の汚染防止	○事業所や家庭の排水・ごみ・有害物質の適正処理を啓発し、土壌や地下水汚染が発生しないように指導します。	環境係		

⑤ 水資源の保全対策

事業	内容	町	住民	事業所等
節水意識の啓発	○住民や事業所等の節水意識を啓発し、限りある水資源の有効利用を促します。	環境係 上下水道係	◎	◎
水資源の保護の推進	○「信濃町水道水源の保護に関する条例」に基づき、水道水源保護区域の保護、その他の水源かん養林の保全に努め、水道水源を保護します。	環境係 上下水道係		

⑥ 排ガス対策の推進

事業	内容	町	住民	事業所等
公共交通利用を促す意識啓発	○環境負荷の低減のために、自家用車よりもデマンド交通、やしの鉄道等の公共交通機関を利用することを住民に啓発します。	商工観光・癒しの森係	◎	○
排ガス対策の指導と環境整備	○事業所の排ガス対策を指導し、有害物質の大気中への排出を抑制します。 ○可燃ごみ焼却施設(ながの環境エネルギーセンター)における、施設整備等の環境対策を十分に行います。	環境係		◎

⑦ 悪臭・煙害・光害等への対策

事業	内容	町	住民	事業所等
焼却防止と煙害対策の推進	○家庭や事業所での自家焼却を禁止し、悪臭や煙害、有害物質の発生を防止します。 ○住宅付近での稲わらや畦畔・土手等の野焼きの自粛を促し、煙害を防止します。	環境係	◎	○
悪臭発生防止の指導	○悪臭の発生源となる事業所(酪農を含む)の悪臭の発生防止を指導します。	環境係 農林畜産係		◎
自然環境への配慮・光害の防止	○野生動物、農作物、景観等へ及ぼす影響の低減や、光害を抑制する観点のもと、生活の安全性を考慮した上で街灯等の整備を進めます。	庶務係 環境係	◎	

⑧ 監視測定の実施

事業	内容	町	住民	事業所等
水質調査の継続実施	○湖沼、河川、地下水の水質調査を継続して行います。 ○新たな化学物質汚染等の問題が生じた場合、必要に応じて該当物質を対象とした水質調査を行います。	環境係		

(2) 静けさを守る

●騒音や振動の発生源は道路交通、工場や事業所、建設作業、生活音等、多岐にわたります。これらの騒音や振動への低減対策によって町の静けさを守ります。

① 車両等の騒音・振動対策の推進

事業	内容	町	住民	事業所等
交通騒音と振動対策	○関係機関と調整して、高速自動車道、国道、県道等の道路交通騒音・振動低減のための整備を進めます。	建設係 環境係		

② 事業所・建設作業等における騒音・振動対策の推進

事業	内容	町	住民	事業所等
騒音を防止する指導	○事業所や建設作業等から発生する騒音・振動・低周波に対して、その低減と未然防止を指導します。	環境係		◎
騒音低減にむけた混在立地の回避	○騒音の発生源となる事業所等と住宅地との混在立地を避ける等、適正な土地利用により騒音・振動・低周波による生活環境への影響を低減します。	管理・国土調査係		

(3) 美しい景観や快適な生活環境を守る

●公園や緑地等の身近なみどりは生活にうおいとやすらぎをもたらします。憩いの場、交流、観光等それぞれの特性や機能を考慮し、ボランティア団体をはじめとする住民との協働を進めながら、計画的に公園や緑地を整備・維持していきます。



【ナウマンゾウのモニュメント】

●美しい山々や山麓の高原、田園風景等の自然景観は本町の魅力であり、町外からの来訪客や移住者の呼び込みにもつながっています。山間集落、住宅地、公共施設等の管理と併せて景観の保全・形成に努め、信濃町らしい魅力ある景観づくりを進めます。



【御鹿池と黒姫山】

① 街中の公園緑地整備

事業	内容	町	住民	事業所等
既存公園の充実	○身近に利用できる既存の公園・緑地を充実します。	管理・国土調査係	○	

② 自然を活かした公園・緑地の整備

事業	内容	町	住民	事業所等
湖畔の環境整備	○野尻湖周遊道路や森林セラピー・ロード「象の小径」の管理や湖岸遊歩道の整備等、湖畔で憩い、遊べる空間づくりを住民や関係機関等と協働で進めます。 ○違法栈橋等の整理・統合を県と協力して進めます。	管理・国土調査係 商工観光・癒しの森係	○	
里山自然環境の整備	○里山や黒姫山等の豊かな自然を活用した「童話の森」「町民の森」「やすらぎの森」等の遊歩道や眺望拠点等を整備・充実します。	黒姫童話館係 農林畜産係	○	

③ 住民参加による公園の整備・維持

事業	内容	町	住民	事業所等
住民参加による公園整備	○利用者の立場に立ち、地域の特性を活かした公園を整備するため、住民参加による公園の計画・整備、住民による維持管理、森林利用体制の整備の支援等を検討します。	管理・国土調査係 商工観光・癒しの森係	◎	

④ 緑化の推進

事業	内容	町	住民	事業所等
花壇の整備及び商工業用地の緑化推進	○「花いっぱいのみちづくり [*] 」をめざし、公共施設や集落、道路脇等の花壇整備、集落や道路脇等の花壇整備、工場や住宅、商店等の敷地内緑化を進めます。	環境係	◎	◎
自然を活かした護岸整備	○関係機関と連携し、河川の護岸等の整備にあたっては、極力、柳枝工等の多自然工法 [*] を採用します。	建設係 農林畜産係		

⑤ 景観形成の取組

事業	内容	町	住民	事業所等
景観条例と景観計画の策定	○本町ならではの優れた景観の保全と形成を総合的かつ計画的に進めるため、「信濃町景観条例」の制定や「信濃町景観計画」の策定を検討します。	管理・国土調査係		
景観形成に対する住民の意識啓発と人材育成	○広報・啓発や学校教育、生涯学習等を通じ、景観に関する情報提供、住民の景観に関する意識の向上、自ら進んで景観形成を行う人づくりを進めます。	環境係 管理・国土調査係 総務教育係 生涯学習係	○	

⑥ 自然景観の保全

事業	内容	町	住民	事業所等
自然景観の保全・形成の推進	○「長野県景観条例」や「信濃町土地利用事業等の適正化に関する指導要綱」等に基づき、自然景観を損なう開発を規制し、自然景観の保全と形成を進めます。	管理・国土調査係 まちづくり企画係		
連携を通じた野尻湖・黒姫山等の自然景観の保全・形成の推進	○国、県、住民、事業者等と連携し、野尻湖の周辺景観や黒姫山を中心とした自然景観の保全と形成に取り組みます。	管理・国土調査係	◎	◎

⑦ ポイ捨て・不法投棄対策の推進

事業	内容	町	住民	事業所等
ごみの持ち帰り意識啓発	○公園や観光・レクリエーション施設の清掃を徹底するとともに、住民や観光客のごみの持ち帰りやポイ捨て防止の意識を啓発します。 ○空き地や山林の管理を適切に行う等、ポイ捨てや不法投棄が起こりにくい環境整備を周知徹底します。	環境係 商工観光・癒しの森係	◎	○

不法投棄防止 パトロール強化	・地域住民や事業者等との連携による不法投棄パトロール体制を強化するとともに、町内一斉のごみゼロ運動等の環境美化活動を促進し、ポイ捨てや不法投棄の未然防止や適正処理に努めます。	環境係		○
-------------------	---	-----	--	---

(4) 有害物質対策を行う

- 生態系や人体への有害性のある物質についての情報収集・提供に努めるとともに、事業者へ化学物質の管理に関する規制制度の周知や法令順守の徹底等を行い、有害物質対策を推進します。

① 有害物質等に関する情報収集と情報提供

事業	内容	町	住民	事業所等
有害物質の 情報提供	○ダイオキシン類等をはじめとする有害物質の現状や対策等の情報収集と提供を行います。 ○PFAS(有機フッ素化合物*)等、新たに有害性が指摘される化学物質等についての情報も適宜把握し、必要な対策を検討します。	環境係		
化学物質 関連法の周知	○PRTR制度 ²⁶ や SDS 制度 ²⁷ 等の化学物質に関する法体制を周知し、事業所等における法遵守と対策を徹底します。	環境係		◎

② 監視測定の実施

事業	内容	町	住民	事業所等
有害物質の 監視測定の実施	○ダイオキシン類、空間放射線量の測定を継続して実施します。	環境係		
放射線量の 測定継続	○福島原発事故に由来する空中放射線量等の測定を継続します。	環境係		

²⁶ 【PRTR 制度】 Pollutant Release and Transfer Register (化学物質排出・移動量届出制度) の略語。人の健康や生態系に有害なおそれのある化学物質が、事業所から環境(大気、水、土壌)へ排出される量及び廃棄物に含まれて事業所外へ移動する量を、事業者が自ら把握し国に届け出をし、国は届出データや推計に基づき、排出量・移動量を集計・公表する制度。

²⁷ 【SDS 制度】 事業者による化学物質の適切な管理の改善を促進するため、対象となる化学物質のほかそれらを含む製品について他の事業者へ譲渡・提供する場合に、化管法 SDS による有害性や取扱いに関する情報の提供を義務付けるとともに、化管法ラベルによる表示を行うよう努めることを定める制度。

環境目標 2 生態系・生物多様性の保全と再生及び利用を推進する



町域の約7割を占める森林や、県内最大の貯水量を誇る野尻湖をはじめ、本町の豊かな自然環境の中では、多種多様な動植物が生息・生育しており、貴重な生態系*が育まれています。

私たちの暮らしの中には、林業や農業等、こうした生き物の恩恵を直接・間接的に受けている産業があります。また、多様な生物が存在して

いること自体が、美しい景観や動植物等とのふれあい等を通じて日々の生活を豊かにしてくれます。

こうした価値への理解を深め、将来にわたって生態系・生物多様性*を育てるように、森林や湖沼をはじめとした環境保全やその再生に取り組みます。また、持続可能な農林業の促進や、人々が自然環境を適切に利用して憩いや観光を楽しめるよう促すことで、利用と保全が好循環をなす自然環境と共生した暮らしの実現を支援していきます。

●指標

項目	単位	現状	目標
森林面積	ha	10,828 (2023年度)	10,828 (現状の面積を維持)
環境保全型農業* 直接支払対策面積	ha	16.5 (2023年度)	30.0 (2029年度)
森林セラピー*利用者数	人/年	2,079 (2023年度)	2,200 (2029年度)

※次ページ以降、住民と事業者等について、事業に積極的に協働のパートナーとして関わるものには「◎」、何らかの形で参画することが想定されるものには「○」を示しています。

(1) 生態系の保全と再生に取り組む

- 町の約7割を占める森林は、多様な生態系*を支えるとともに、水源のかん養等の環境機能、憩いや観光等の保健レクリエーション機能、木材等を供給する物質生産機能等の多くの機能を有する非常に重要な資源です。今後もそれらの機能が十分に発揮されるよう保全や整備に取り組めます。
- 河川や湖沼は、地域ならではの生態系*を育むとともに、自然体験や景観等の文化観光資源としても重要です。また利水面では発電、かんがい期の農業用水、内水面漁業に活用されていることから、引き続きその水質保全に取り組めます。特に、昭和63年(1988年)に淡水赤潮が発生した野尻湖は、湖沼水質保全特別措置法に基づく指定を受けたことから、長野県は「野尻湖に係る湖沼水質保全計画」を策定し、水質改善に取り組んできました。本町もこれに基づいて、水質の浄化・保全や環境美化を継続していきます。

① 森林の保全と再生

事業	内容	町	住民	事業所等
森林の計画的保全	○水源かん養、土砂災害の防止、生態系*の保全、地球温暖化の防止等のため、計画的に森林を保全します。 ○森林経営管理制度の活用により森林経営管理が行き届いていない森林について所有者へ意向調査を行い、適正な管理を進められるよう情報を整理します。	農林畜産係		
環境に配慮した森林保全と木材の活用	○環境に配慮した森林施業のために、保育対象林の除間伐、枝打ち施行等、適切に育林します。 ○山林の所有者による下草刈りや間伐・植林等の適切な管理を維持します。 ○間伐材等の木質バイオマス*を原料や燃料等として有効活用し、森林資源の保全に努めます。 ○森林環境譲与税を活用した、小規模林業や自伐型林業を推進します。	農林畜産係	◎	◎
里山の適正管理の推進	○生活に密接し多種多様な環境が含まれる里山の適正管理の促進等、里山の保全に取り組めます。	農林畜産係	○	○

② 湖沼の保全と環境再生

事業	内容	町	住民	事業所等
野尻湖水質保全の推進	○「野尻湖に係る湖沼水質保全計画(長野県)」や「野尻湖の水辺整備基本計画」に基づき、野尻湖の水質保全や環境の再生に取り組めます。	環境係		
湖沼環境配慮の取組支援	○漁業協同組合や観光協会等の湖沼を利用する関係機関による水質汚濁防止等の湖沼環境に配慮した取組を支援します。	農林畜産係 商工観光・癒しの森係		

③ 自然に配慮した工事の推進

事業	内容	町	住民	事業所等
多自然工法*等による生態系*保全	○生物の生息環境や景観を保全しながら整備を行う多自然工法*等を活用し、多様な生物が生息する環境の保全と河川等の水質保全に努めます。	農林畜産係 建設係	○	○
自然や生活環境に配慮した公共工事の実施	○公共工事等においては、必要に応じて動植物の生息状況、外来種の状況、希少な動植物の地域把握、影響評価、その対策の検討、保全対策等を講じ、生活環境と自然との調和を図ります。	環境係 農林畜産係 建設係		

④ 動植物の保全と情報収集

事業	内容	町	住民	事業所等
【新】 外来種対策と在来種の保護の推進	○野尻湖や黒姫高原をはじめとした湖沼・河川・山林等において、外来種の駆除対策を継続し、地域ならではの動植物等の保護を進め、生態系*保全に取り組みます。	環境係		
生態系*保全の啓発と情報提供	○動植物の生息・生育エリアの一体的な保全、貴重な動植物の乱獲や外来種の自然環境への持ち込み防止等、生態系*保全の啓発や情報収集・提供を進めます。 ○花壇等からの園芸植物の逸出防止や、外来植物の植栽・播種、外来昆虫類等の放出を防止、ペットの放逸防止をするための啓発に取り組みます。	環境係 生涯学習係	◎	○

コラム

信濃町で増えている外来生物

特定外来生物「オオキンケイギク」

- ◆ 開花時期が5月～7月ごろ
- ◆ 茎の高さは30～70cm



要注意外来生物「ハルザキヤマガラシ」

- ◆ 開花時期が5月～7月ごろ
- ◆ 茎の高さは20～90cm



ご自宅や所有地で生育している際には駆除を、また所有地以外で見かけた際は駆除の呼びかけにご協力をお願いしています。

駆除方法：・抜き取り（土を払わず、種を落とさない）・刈り取り（日に干す）

(2) 自然環境の適切な利用と人とのふれあいを推進する

- 農業は、自然の恵みを活かす重要な産業で、担い手不足による荒廃化や、土壌をはじめとする環境への負荷といった問題に対応しながら継続していく必要があります。本町は、化学肥料・農薬の使用を減らして環境への負荷を軽減する「環境保全型農業」を推進しており、今後もこうした取組を通じて持続可能な農林業を推進します。
- 自然環境は私たちの暮らしに多くの恩恵を与えており、将来にわたって保全と利用のバランスを保つことが重要です。本町では、森林セラピー等の体験プログラムとしての活用が進んでおり、今後も自然環境とのふれあいの機会を暮らしの豊かさ、生活文化の継承、観光活用等につなげ、保全と利用の好循環をつくります
- 本町独自の癒しの森事業は、全国2箇所の二つ星の森林セラピー基地のひとつとして認定されています。専門ガイドから提供される森林療法プログラムは、平成15年(2003年)の事業開始から、一般利用者のほか、企業研修としても活用されています。今後も企業・団体と協定締結により、様々な連携を進めていきます。

① 森林の活用

事業	内容	町	住民	事業所等
森林の有効活用と人材育成の推進	○「健康と癒しの森推進事業」により、森林セラピーや林業体験等の体験プログラムを開発します。 ○指導員や森林ボランティアの育成を図り、森を育てる文化の継承・発展を図ります。 ○機動性の高い森林整備を行う、自伐型林業等の小規模林業に従事する人材の育成を進めます。	農林畜産係 商工観光・癒しの森係	○	◎

② 環境保全型農業の推進

事業	内容	町	住民	事業所等
安全な農産物の生産と環境保全型農業の促進	○信州の環境にやさしい農産物認証制度等の活用により、安全で良質な環境にやさしい農産物の生産促進、町堆肥センターの有効活用に取り組みます。 ○環境保全型農業の促進により、土壌や地下水汚染の防止、脱炭素、資源循環、廃棄資材・機器等の適正処理等につなげます。	農林畜産係	◎	◎

コラム

自伐型林業とは

小規模機械を用いた低コストな森林整備により、採算性と環境保全を両立させた、持続的な森林経営を指します。

長期にわたり循環的に間伐を行うことで、良質な木材を出荷することができるとともに、持続的な環境保全を推進することができます。

大規模な林業用機械を必要とせず、参入しやすい業態であることが特徴です。



③ 農村環境の整備

事業	内容	町	住民	事業所等
農地の多面的役割を維持	○農地の多面的役割を再認識し、住民と一体となって、生態系*の保全、防災機能、景観等に配慮した生産基盤の維持・保全活動に取り組みます。	農林畜産係	○	○
農地中間管理機構*の活用促進	○農地中間管理機構*の活用により、農業の担い手への農地の集約・集積を推進します。また、農業振興公社の設立について検討します。	農林畜産係	◎	◎
耕作放棄地の有効活用	○「信濃町営農支援センター」「信濃町農業再生協議会」の機能を充実し、農地中間管理機構や日本型直接支払制度*の活用により遊休農地の有効活用を図ります。	農林畜産係	○	○

④ 自然とのふれあいの推進

事業	内容	町	住民	事業所等
自然と共生する文化の継承と発展	○野尻湖や周辺地域を活用し、子どものときから自然にふれる機会を増やすとともに、地域が培ってきた自然と共生する文化を現代に活かして自然に対する理解を深め、その発展と次世代への継承を図ります。	生涯学習係 農林畜産係	◎	
史跡・歴史文化施設等の保全と整備・活用	○史跡や文化財の保全、一茶記念館等の歴史文化施設の整備・運営を行い、人と自然が織りなしてきた風土の成り立ちや文化を教育や観光に活用できるよう努めます。	一茶記念館係	○	○
自然体験団体への支援と環境整備	○野尻湖や周辺地域を活用して活動をする自然体験団体に対する支援や環境整備に努めます。	生涯学習係 農林畜産係 商工観光・癒しの森係	○	◎
集落の自然環境保全と活用	○集落のまわりの自然環境を保全し、身近な自然とのふれあいの場を確保します。	生涯学習係 野尻湖ナウマンゾウ博物館係 黒姫童話館係 農林畜産係	○	
エコツーリズム*の展開支援	○環境省や関係団体と協働により国立公園である野尻湖や黒姫高原の自然環境を活かした学びやアドベンチャー体験等のコンテンツ(エコツーリズム*)の充実化を図り、利用と保全の好循環を促す取組を進めていきます。	商工観光・癒しの森係	○	◎



【ナウマンゾウのモニュメント】



【一茶像と俳諧寺】

環境目標3 地球温暖化対策と資源循環を推進する



地球規模の環境危機が顕在化しており、その要因のひとつである温暖化対策は全世界的に求められる状況です。その中で、私たちには物質的豊かさではなく多様な生物が生きる自然環境と共生するライフスタイルへの転換が求められています。また、省エネルギーの推進や再生可能エネルギーへの転換等を通じて化石燃料への過度な依存を見直すこと、大量生産されたものを消費するだけの社会構造から脱却し、環境の保全や活用を通じて誰もが価値を享受できる「循環型」「高付加価値型」の社会構造をつくることも必要です。

本町は妙高戸隠連山国立公園にも指定される広大で豊かな森林環境に恵まれています。森林は二酸化炭素を吸収することから、地球温暖化対策に貢献する上で有利な資源を豊富に有していると言えます。

こうした本町の特徴を踏まえながら、エネルギー・資源の有効利用、ごみの減量化と適正処理を進めるとともに、資源循環型社会の形成に取り組みます。

●温室効果排出量の削減目標【再掲】

※本指標の目標年度は第4章に準じています。

項目	単位	現状	目標
町の二酸化炭素の総排出量 (環境省「自治体排出量カルテ」より)	千 t-CO ₂	60.4 (2021年度)	42.0 (2030年度) 15.3 (2050年度)
町の事務事業における二酸化炭素排出量	千 kg-CO ₂	2,163.2 (2021年度)	1,961.3 (2029年度)

●指標

項目	単位	現状	目標
省エネルギー・再エネルギーを導入した公共施設数	施設	0 (2023年度)	2以上 (2029年度)
「温室効果ガスの発生を抑える暮らしをしている」と思う町民の割合(町民意識調査)	%	26.1 (2023年度)	50.0以上 (2029年度)
「ごみの発生を減らす取組が日常的に行われている」と思う町民の割合(町民意識調査)	%	46.7 (2023年度)	51.0 (2029年度)
枅形不燃物最終処分場 埋立量	m ³	144 (2023年度)	108 (2029年度)
年間リサイクル量(資源化量)	t	372 (2023年度)	400 (2029年度)
脱炭素を啓発する環境学習の開催回数	回/年	1 (2023年度)	2回以上

※次ページ以降、住民と事業者等について、事業に積極的に協働のパートナーとして関わるものには「◎」、何らかの形で参画することが想定されるものには「○」を示しています。

(1) エネルギーの効率的利用を推進する

- 町有施設の事務事業において率先して省エネルギー・省資源に取り組むとともに、広く住民や事業所等に向けた意識啓発や省エネルギー住宅の普及等を行い、エネルギー消費を抑えることで、温室効果ガス*の排出を抑制します。

① エネルギーの効率的利用の推進

事業	内容	町	住民	事業所等
事務事業におけるエネルギー消費の削減	○公共施設の設備・備品の転換等を通じて、町の事務・事業のエネルギー消費を抑制し、温室効果ガスの排出削減を図ります。	環境係		
省エネルギーと資源削減の啓発	○様々なエネルギー・資源の使用に伴い発生する温室効果ガス(二酸化炭素等)を削減するため、省エネルギー・省資源や環境負荷の軽減に向けた取組を啓発します。	環境係 まちづくり企画係	○	○
エコ商品の普及促進	○エコマーク商品*やグリーンマーク商品*、再生品の購入等の普及・啓発に努めます。	環境係	○	○
低公害車の普及促進	○低公害車(電気自動車、ハイブリッド自動車等)の普及を進めます。	環境係 財政係	○	○
省エネルギー・省資源の啓発	○省エネルギーと省資源に関し、住民や事業所等に啓発します。	環境係 まちづくり企画係	○	○
省エネルギー住宅の普及促進	○環境と省エネルギーに配慮した住宅や高耐久性・寒冷地仕様の住宅の情報提供を行う等、地域の特性に合った住宅の普及を促進します。	管理・国土調査係 環境係 商工観光・癒しの森係	◎	

(2) 再生可能なエネルギーの導入・普及を推進する

太陽光や風力のように枯渇せず利用できるエネルギーは、再生可能エネルギー*と呼ばれ、化石燃料*（石油・石炭・天然ガス等）と違い地球温暖化への影響もほぼないとされます。

行政、民間、事業所のそれぞれで再生可能エネルギーの導入・普及を進めることで、将来にわたり安定的なエネルギー確保の仕組みづくりと、温暖化防止に取り組めます。

特に、地域で消費するエネルギーを、本町の日照や風況といった気象条件、水や緑といった大地の恵み等を活用した再生可能エネルギーに転換していく「エネルギーの地産地消*」の取組を推進します。

② 再生可能エネルギー利用の推進

事業	内容	町	住民	事業所等
太陽光・太陽熱・小水力等の活用	○太陽光や太陽熱、小水力等の再生可能エネルギー*の利活用に取り組みます。	環境係 まちづくり企画係 関係部署	◎	◎
バイオマス資源*の利活用	○地域資源である農林水産系バイオマス*の燃料化に取り組みます。	環境係 農林畜産係	◎	◎
雪冷熱*の利活用支援	○雪冷熱*の利活用に向けた事例の紹介等、事業所等の取組を支援します。	まちづくり企画係 農林畜産係 環境係	○	◎

③ エネルギー地産地消の推進

事業	内容	町	住民	事業所等
【新】電力の地産地消*の検討	○電力会社等と連携し、本町で使用する電力をできるだけ本町で発電した電力によって賄うための仕組みや手法を検討します。	財政係 まちづくり企画係 環境係	○	○

(3) ごみの削減と適正な処理を推進する

- 日常生活や事業活動等に伴って発生するごみの減量化を進めるとともに、ごみの分別を徹底し、ごみのリサイクルに取り組み、環境負荷の少ない循環型社会*づくりを進めます。
- 太陽光の有害な紫外線を吸収するオゾン層破壊物質であるフロン*の回収が適切に行われるよう、分別や処理のルールを周知徹底します。

① ごみの減量化の推進

事業	内容	町	住民	事業所等
公平なごみ処理負担の継続	○可燃ごみ処理の有料化を継続し、負担の公平性と減量化につなげます。	環境係	○	○
ごみ分別と削減の啓発	○ごみの分別の徹底や、ごみを減らすライフスタイルの広報・啓発活動を進め、住民・事業者のごみの適切な処理と削減を促します。	環境係	◎	◎
【新】事業活動におけるごみ削減の促進	○事業者への啓発や研修等を通じて、製造工程における廃棄物の減量化や、販売時の包装等の簡略化等によるごみの削減に取り組みます。	環境係		◎
【新】食品ロス*対策の推進	○食品ロス*削減に向けて、住民及び未実施の事業所に対して、規格外野菜の活用等の取組や、暮らしの中でできることの啓発に取り組みます。 ○また、町としても食品ロス対策を検討し、推進します。	環境係	◎	○

② 廃棄物の処理の適正化

事業	内容	町	住民	事業所等
廃棄物処理施設の適正管理	○「信濃町一般廃棄物処理計画」に基づき、現有施設の適正管理を行いながら、廃棄物の適正処理と再資源化を進めます。 ○分別の徹底等を通じ、不燃物最終処分場の延命化を図ります。	環境係		
ごみ処理施設と運搬体制の整備	○「長野広域連合ごみ処理広域化基本計画」に基づき焼却施設や最終処分場の建設を進めるとともに、収集・運搬体制の整備等に取り組みます。	環境係		
し尿処理への対応	○ごみ処理の広域化や下水道等の普及によるし尿量の減少等を踏まえ、し尿処理のあり方の検討結果に基づき、適正処理に取り組みます。	環境係		
廃棄物の適正処理指導	○事業者に対し、産業廃棄物の適正処理や「PCB特別措置法」をはじめとする有害物質の規制に沿って指導し、不法投棄や不法処理の未然防止に努めます。 ○資源収集及び町内の廃棄物処理事業において不適切な廃棄物処理がなされないよう、監視・厳格な指導を行います。 ○廃棄物の不法投棄や、有害使用済機器の不適正な処理等、事業者の廃棄処理における違反行為の監視に努め、指導・啓発を強化します。	環境係		○
家電製品等の適正処理の推進と啓発	○エアコンや冷蔵庫等の家電製品について、廃棄時の適正な処理や回収方法・回収ルート等を広く住民や事業者に周知することで、フロンやリチウムイオン電池等を適正に回収・処理します。	環境係	◎	◎
【新】プラスチック・スマート推進のための啓発	○マイクロプラスチックの削減のため、暮らしの中でプラスチック製品の適切で賢い扱いを推進する「プラスチック・スマート」の啓発・情報発信に取り組みます。	環境係	◎	○

コラム

プラスチック・スマートの推進

近年、海洋プラスチックごみが世界的な問題となっています。これらの約8割は陸で発生しているといわれており、環境省や県でもこの縮減にむけて取り組んでいます。信濃町でもプラスチック製品の適正な使用と処分を行うことで、環境や生物・人体への悪影響を防いでいきましょう。そのためには、プラスチックごみを出さない、プラスチックから代替品へ転換する、使い終わったら確実に分別回収する「プラスチック・スマート」な暮らしを普及させていくことが必要です。



(4) 資源の循環を推進する

- 産業活動や生活の中で、使用した様々な製品をただ廃棄するのではなく、資源として循環させるために、町内の住民・事業所等へ幅広く啓発や情報提供を行うとともに、複数主体が連携して資源を循環させる具体的な取組についても模索します。

① 5R運動の促進

事業	内容	町	住民	事業所等
5R運動の推進	○啓発や情報提供により、資源の集団回収や生ごみの堆肥化、マイバッグ運動等の住民・事業者の自主的な5R運動を促進し、ごみを出さないライフスタイルや事業活動への転換を促進します。	環境係	◎	◎

② 資源循環の仕組みづくり

事業	内容	町	住民	事業所等
【新】事業者等と連携した資源循環事業の検討	○住民や民間事業者等と連携し、生活や事業活動から出る廃棄物等の再利用をはじめ、廃棄削減や修理等による資源循環推進の事業の実施・導入を検討します。	環境係	◎	◎
【新】廃プラスチック資源化の推進	○プラスチック新法に基づき、関係団体や事業所等と連携しながら、廃プラスチックの資源化を推進します。	環境係		

コラム 資源循環のRについて

資源循環につながる「R」には様々なものがあります。5つの「R」を進める「5R」（下の①～⑤）の取組が主流ですが、近年では18の「R」に広がっています。

- ① Refuse (リフューズ) ……不要なものは、買わない・もらわない
- ② Reduce (リデュース) ……ごみの発生量や資源の使用量を減らす
- ③ Reuse (リユース) ……使い続ける
- ④ Repair (リペア) ……修理しながら長く使い続ける
- ⑤ Recycle (リサイクル) ……再資源化する
- ⑥ Reform (リフォーム) ……着なくなった洋服等を作り直す
- ⑦ Rebuy (リバイ) ……リサイクル品リユース品を積極的に使う
- ⑧ Return (リターン) ……使った後は購入先に戻す
- ⑨ Refine (リファイン) ……資源を再生できるように分別する
- ⑩ Regeneration (リジェネレーション) ……再生品の使用を心がける
- ⑪ Rethink (リシンク) ……自分にとって必要かどうか、もう一度考える
- ⑫ Rental (レンタル) ……借りることで所有するものを減らす
- ⑬ Right Disposal (ライト・ディスポーザル) ……正しい方法で廃棄処分する
- ⑭ Remix (リミックス) ……他のものと組み合わせで新しいものに作り替える
- ⑮ Reconvert to Energy (リコンバート トウ エナジー) ……ごみの焼却熱を利用する
- ⑯ Recreate (リクリエイト) ……自然を楽しみ保護する、余暇を楽しむ
- ⑰ React (リアクト) ……自然を楽しめる機会や環境が増えるよう行動する
- ⑱ Restore (リストア) ……壊れた自然を復元させる活動に取り組む



日常の暮らしや企業活動の中で、個人・企業等様々な主体がこうした意識をもつことで、循環型社会*づくりを推進していくことができます。

(5) 気候変動に伴う災害等への対策に取り組む

- 気候変動に伴って激甚化する自然災害や健康被害への対策や、農業分野において求められる適応策に取り組み、持続可能な地域づくりを推進します。

① 気候変動に伴う自然災害・健康被害への対策

事業	内容	町	住民	事業所等
【新】 激甚化する 自然災害への 対策推進	○豪雨や暴風等の激甚化に備えて、避難所の環境改善をはじめとする防災・減災施設・備品等を整備します。併せて、町の資源を活用した避難生活の仕組みづくりを検討します。 ○生態系 _* を活用した防災・減災の取組(Eco-DRR _*)について検討します。 ○斜面崩壊の起きやすい山地斜面や洪水が起きやすい河川等のような自然環境を把握し、地域の防災意識の向上を図ります。 ○降雪や雪質の変化による生活や産業活動への影響について、状況把握や対応策の検討を行います。	庶務係 農林畜産係 環境係	◎	◎
【新】 森林整備の推進	○森林の土砂災害防止機能を高めるため、土砂流出災害の危険性が高い箇所を中心として樹木成長の確保や適正な密度管理等に取り組めます。	農林畜産係		
【新】 健康被害への 対策推進	○気候の変化等を踏まえ、熱中症、感染症等の予防や対処の啓発、適切な保健事業に努めます。	庶務係 保健予防係	○	

② 農業分野における適応対策

事業	内容	町	住民	事業所等
【新】 農業分野における 適応対策	○温暖化や降水量、降雪量等の変化に伴う耕種・畜産農業への影響を踏まえ、作目転換や技術開発普及を支援します。	農林畜産係		○

③ 気候変動に関連する情報発信の充実

事業	内容	町	住民	事業所等
【新】 気候変動に関連 する情報発信	○気候変動の現状や予測、それに伴う災害や健康被害等についての情報について、国の機関(環境省、気象庁、官房等)等の情報を住民・事業者と共有するよう、情報発信に取り組めます。	環境係 庶務係		

環境目標4 協働で持続可能な地域をつくる



様々な環境問題に適切に対応し、持続可能な社会を形成するためには、行政、住民、事業者のみならず、環境に関する各種団体や教育機関等、幅広い主体と連携・協働し、それぞれが可能な役割を担うことが求められます。

また、町内の主体だけでなく、町外から来訪する個人（観光客や別荘居住者等）、町外の企業等、より広範囲な協力・連携体制を構築することも重要となります。

そのために、行政が主導しながら、本町の環境についての現状や課題、取り組んでいること等を幅広く共有し、それぞれの主体の活動をさらに支援します。

また、そうした個々の主体の活動が相互に連携し、より広範囲で効果的な取組になるよう、主体間のパートナーシップの構築を図ります。またパートナーシップの構築にあたっては、ボランタリーな協力を留まらず、個人・企業等がそれぞれの価値やメリットを見出すことで、主体的・持続的に環境配慮の行動を進めることのできるような仕組みづくりに取り組みます。

●指標

項目	単位	現状	目標
町・住民・事業所等が協働して実施する環境配慮事業の立ち上げ	件	0（2023年度）	5以上（2029年度）
小中学校における課外活動等を利用した環境教育の実施回数	回/年	1（2023年度）	2以上（2029年度）

※次ページ以降、住民と事業者等について、事業に積極的に協働のパートナーとして関わるものには「◎」、何らかの形で参画することが想定されるものには「○」を示しています。

コラム きれいな野尻湖を守るためにできること

～ 子どもたちの願い “きれいな野尻湖を未来へ” ～



【信濃小中学校の野尻湖清掃活動】

信濃小中学校では、きれいな野尻湖を守るため「野尻湖クリーンラリー」に毎年参加し、ごみ拾いを通して環境問題を真剣に学んでいます。

湖畔には、プラスチック類やたばこの吸い殻、つり用品等が散乱し、「どうしてこんなに捨てられているの?」と疑問の声が子どもたちからあがりました。拾ったのは、ただのごみではなく、大人への問いかけです。湖を汚すのも大人なら、守るのもまた大人の責任。子どもたちの想いに応え、未来のために行動しませんか？

(1) 官民のパートナーシップで環境活動を推進する

- 本町の環境の現状・課題や、ボランティア団体や先進的な事業所等がどのような環境配慮に取り組んでいるかについて幅広く情報を収集するとともに、町内で広く共有します。
- 環境配慮の活動を行っている団体や事業所や、そうした活動に前向きな主体に対して、その活動にかかるコストや情報不足等を補うための支援を検討します。

① 環境情報の収集と情報提供

事業	内容	町	住民	事業所等
住民・団体との環境情報共有	○住民や事業者、各種団体等からの情報や要望等を収集・把握するとともに、長野地域の会議等の場で周辺市町村や事業者、団体と情報を共有します。	環境係	○	○
環境情報の的確な提供	○広報紙やパンフレット、町ホームページ、相談窓口の整備等により、町内外の環境に関する情報を住民や事業者等に的確に提供します。 ○SNSや動画等、若い世代に向けた情報メディアの活用を進め、環境に対する意識醸成を図ります。	環境係	○	○
【新】環境活動の情報集約と広報	○町内の事業者、団体等が具体的に取り組んでいる環境活動の情報を集約するとともに、町のホームページや広報等を通じて広く町内に発信し、現在の活動状況の共有やその幅広い展開の支援につなげます。	まちづくり企画係 環境係	○	○

② 環境活動への支援

事業	内容	町	住民	事業所等
環境保全活動への支援	○補助金等の各種支援制度の充実により、住民や事業者、各種団体等の環境保全活動を支援します。	環境係	◎	◎
人材の発掘と育成	○環境意識の高い人材の発掘、リーダーの養成等に努め、環境保全活動等の活性化を図ります。	環境係	○	○
施設の整備による活動支援	○住民や事業者や各種団体等が集い、情報交換や環境保全活動を行うことができる場として、身近な地域施設の整備・充実を図ります。	環境係 生涯学習係 野尻湖ナウマンゾウ博物館係	◎	◎
【新】設備や資機材の転換の推進	○民間事業者等のオフィス、工場、宿泊施設、飲食店等の設備や資機材を、環境に配慮したものへ転換することを、国・県等の補助制度の情報提供や各種広報等によって推進します。	環境係	◎	◎
【新】協働型の環境配慮活動の推進	○教育機関、学術機関、事業者、民間団体等と連携し、様々な主体が協働した環境配慮活動の検討や実践を行う体制づくりを進めます。 ○学習会等を通じ、様々な主体の環境配慮の実施の具体的方法への助言・情報提供を積極的に行います。	環境係	◎	◎

③ 職員の環境活動への参画促進

事業	内容	町	住民	事業所等
職員の地域での環境活動への参画促進	○地域住民と一体となって地域の環境活動を推進するために、職員の地域の環境活動への参画を促進します。	庶務係 環境係	○	○

④ 官民連携による具体的な環境事業の企画検討

事業	内容	町	住民	事業所等
【新】 官民連携事業の 企画検討	○林業(木材のカスケード利用*)、農業(持続可能な農業の推進)、製造業(エネルギー転換等)、観光業(設備の環境配慮やエコツアー等)といった様々な産業分野で、官民連携による環境配慮事業の実施について企画・検討します。	まちづくり企画係 商工観光・癒しの森係 農林畜産係 環境係	○	○

コラム 町で実践されている環境活動

すでに本町では様々な環境活動が実践されています。ここではそのうち2つを紹介します。

■野尻湖クリーンラリー

野尻湖の美しい環境を後世まで保全するイベントとして、環境省、長野県、信濃町が協力して毎年実施しています。令和7年で32回目を迎えます。信濃小中学校の児童を対象に、野尻湖の透明度、水質、プランクトン、水温の測定といった、野尻湖をフィールドとした環境学習を行うものです。環境への学びと、水質保全の活動を支援しています。



【野尻湖クリーンラリーの様子】



【花仲間ボランティア活動】

■花仲間

本町の進める「花いっぱいまちづくり*事業」の一環として、町内の花壇をお世話するボランティアグループが「花仲間」です。平成19年に発足し、黒姫駅や古間駅、野尻バイパス、役場前等町内各所の花壇で、月2回花の植栽や除草等を行っています。本町や民間の財団等の地域美化助成の支援を受けながら活動を続けており、新しいメンバーも募集しています。

(2) 学習・啓発で持続可能なライフスタイルを広げる

- 町の自然環境に触れ親しみ、その中で育まれてきた歴史や生活文化を知ることは、環境の価値やその保全への理解や共感につながります。主に子どもや若者に対してそうした体験・学びの機会を提供し、環境意識の醸成に取り組みます。
- 住民一人ひとりが、循環型社会や持続可能な生活の実現を目指す価値観を身に付け、そのライフスタイルを選ぶことを促すために、各種の啓発や勉強の機会づくりに取り組みます。

① 環境教育・環境学習の実践

事業	内容	町	住民	事業所等
自然体験の場と遊び場の確保	○学校・家庭・地域・関係機関と連携し、子どもたちが自然や郷土の歴史・文化資源等にふれる体験の場や遊び場を確保します。	総務教育係 生涯学習係	○	
自然保育の充実促進	○県の信州型自然保育の取組を継続するとともに、恵まれた自然環境を活かした保育の充実を図ります。	子ども支援係	○	
環境学習イベントや課外授業の開催	○環境に関する講演会や自然観察会等のイベントを開催する等、学習機会を充実します。 ○小中学校における課外活動等を利用した環境教育を実施します。	野尻湖ナウマンゾウ博物館係 生涯学習係 環境係	○	○
【新】持続可能なライフスタイルの普及啓発	○広く住民に対して、講演会・講習会・啓発イベント等を開き、大量消費から循環型へのライフスタイルの転換を促します。	環境係	○	

(3) 町外からの来訪者や企業等との連携体制をつくる

- 豊かで価値ある自然環境を抱えた本町の特徴を活かし、本町を環境配慮型の観光地であることを広く伝え、趣旨への賛同者・協力者を増やしていきます。
- 本町への移住者や、何らかの形で本町との関わりをもつ企業等に対して、町から積極的に環境配慮についての考え方や協力・協働のために求めたいことを伝えることで、町外にもパートナーを確保し、より広く連携できる体制づくりを進めます。

① 観光客への情報発信を通じた環境配慮型観光地づくり

事業	内容	町	住民	事業所等
【新】環境配慮型観光地としての情報発信	○国立公園としての価値や自然保全の考え等を核としながら、本町が環境配慮型の観光地であることを言語化し、ルール・マナーの周知や環境配慮への協力を求めるメッセージ等を発信します。	商工観光・癒しの森係		◎

【新】 サステナブル ツーリズム*の 推進	○町内で開催されるツアーや体験をはじめとする観光商品において、特に環境に配慮し、持続可能性を意識したスタイルを支援するため、観光事業者等に対する研修会や情報提供を行います。 ○環境に配慮した事業を展開する観光事業者や観光商品の情報を集約し、観光客に対してプロモーションします。	商工観光・ 癒しの森係		◎
--------------------------------	---	----------------	--	---

② 移住者や別荘居住者等と連携した環境配慮活動の推進

事業	内容	町	住民	事業 所等
【新】 移住者等との 連携による 情報発信	○本町の自然環境の価値に共感する移住者や別荘居住者等と連携し、インナープロモーション(町内を対象とした広報)を兼ねたイベント、フォーラム等を実施します。 ○移住者や、観光客のように定期的に本町を訪れる「信濃町ファン」と連携し、交流の場やネット等を活用して、本町の自然環境の価値の発信を支援します。	まちづくり企画係 環境係	◎	

③ 町外の企業等と連携した環境配慮活動の推進

事業	内容	町	住民	事業 所等
【新】 町外企業等との パートナーシップ 構築の検討	○本町の自然環境の価値に共感する町外の個人や企業に対し、町内の環境事業への協力を得るための寄付や事業参画の仕組みを企画・検討します。 ○クラウドファンディングやふるさと納税等の既存の仕組みの活用も検討します。 ○企業版ふるさと納税等の既存の仕組みの活用も検討します。	まちづくり企画係 環境係	◎	◎

④ 広域的な連携・取組の推進

事業	内容	町	住民	事業 所等
広域的な連携・ 取組の推進	○生活環境の向上に向け、他市町村等との広域的な情報交換、連携を行います。	環境係		

(4) 地域循環型社会の形成のための調査研究に取り組む

- 地域循環型社会の形成のための取組は、全国及び世界的に様々な形で模索され、先進的な事例も生まれています。こうした最新の状況を調査研究し、本町での環境施策の推進に活かせるよう検討します。

① 地域循環型社会形成のための調査研究

事業	内容	町	住民	事業 所等
【新】 地域循環型社会 形成のための 調査研究	○地域循環型社会形成の先進的な自治体や企業等の活動を調査研究し、本町での環境施策の推進に活かすことを検討します。	環境係		

本計画に、これからの町の未来を担う若者の意見を反映させるため、令和6年10月に、信濃小中学校7年生の意見を聞きました。

小中学校7年生らしい、大人では気がつかないような視点での提案がいくつもありました。



【町の環境をよくするためにできること・必要なこと】

■暮らしに必要なエネルギーをどう使う？

- 風力や太陽光等、地球にやさしいエネルギーに切り替えていくことが大事。
- 節電、電球をLEDに替える、電気自動車の利用を増やすこと等を進める。



■町の環境から得ているかけがえのないものは？

- 空気がきれい、水がおいしい、野菜があまい、雪質がいい、野尻湖がきれい。
- 1年中楽しめることがある。夏はサップ、冬はスキー、秋は紅葉等。

■環境を汚しているものは？それを減らすには？

- ゴミのポイ捨て、不法投棄、食品ロス、生活雑排水、排気ガス、給食の残食等への対策としては、ゴミ箱の設置、看板による啓発、節水・節電を心がける、分別やリサイクルの徹底、残さず食べること等。

■環境が不可欠な町の産業は？

- 野尻湖、遊覧船、スキー場、サップ、黒姫山等の観光。
- トウモロコシやおいしい野菜等の農業。
- 産業のためには、水や雪等の自然を大事にすること、町のおよそ72.5%をしめる森林を守ることが大切。



■安全な生活に欠かせない環境って？

- 地震、大雨、大雪等の自然災害への対策としては、避難訓練、ハザードマップの作成、若い世代を対象とした災害体験イベントの実施、大雪の際に危険な通学路の確認を地域で行う。
- ツキノワグマの被害への対策としては、山での食料の確保、森と人里の区別をつけること等が大切。

第6章 計画の推進

1. 推進体制

本計画を着実に推進するために、町・住民・事業者・環境に関する団体等の各主体が将来の信濃町の環境の保全と再生に対しての役割を認識し、連携・協働して「目指すべき姿」を実現するために行動します。広域的な課題については、国・県、他の地方公共団体と連携を図り、環境保全施策を進めます。

町は、「庁内会議」にて、関連事業の調整等、全庁的な合意形成を図りながら、計画を進めます。また、「信濃町環境基本条例」の第19条に基づいて設置する「信濃町環境審議会」（事務局：住民福祉課）において意見を聞き進めます。

2. 進行管理

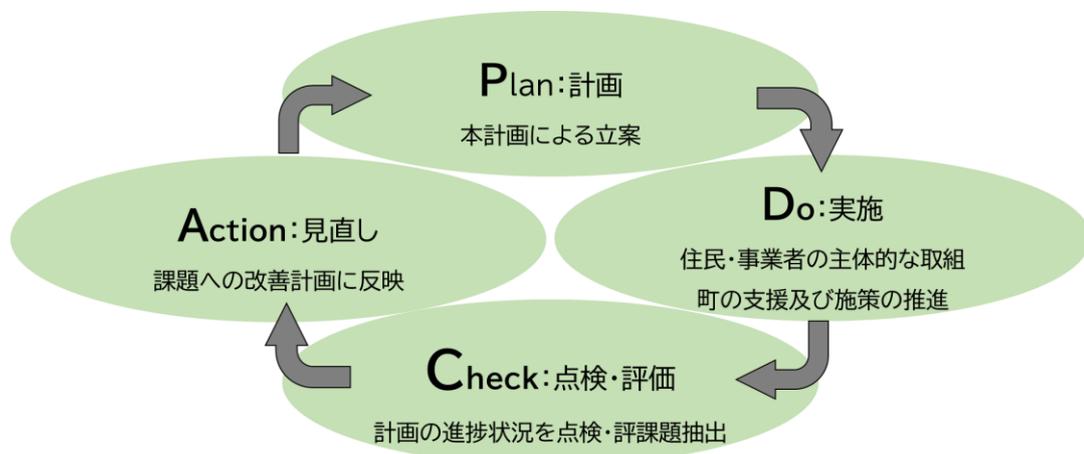
本計画は、環境目標ごとに設定した「指標」の達成状況と、主な事業ごとの実施・達成状況の点検・評価により進行管理をします。

（1）年度ごとの進行管理

年度ごとの進行管理は「庁内会議」において取組の実施状況の評価を行い、結果を「信濃町環境審議会」に報告するとともに、毎年度、町ホームページ等で環境の状況を公表・報告します。

またそこで進捗や成果の思わしくない施策や、社会情勢の変化等により新たに生じた課題等があった場合は、適宜施策・事業の内容を見直します。

このように、計画（Plan）」「実施（Do）」「点検・評価（Check）」「見直し（Act）」というPDCAサイクルによる進行管理に努めます。



(2) 中間見直し

計画期間の中間年にあたる令和11（2029）年度には、計画の中間見直しを行います。

このとき前期5年間における施策の実施状況及び指標を確認し、設定した目標の達成状況を評価します。また前期5年間の評価を踏まえて、各指標の令和16（2034）年度までの目標や取組を見直します。

前期5年間で目標が達成できていなかった施策については、その原因や対応すべき課題等をあらためて洗い出すとともに、後期5年間の施策・事業において必要な改善を行います。

資料編

1. 信濃町環境基本条例

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全について基本理念を定め、並びに町、事業者及び町民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、当該施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の町民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 環境の保全は、自然の恵みがすべての町民の健康で文化的な生活に欠くことができないものであることを認識し、将来にわたって、豊かな自然が保護及び育成されるよう行われなければならない。

2 環境の保全は、地球の資源が有限であり、自然の回復能力にも限りがあることを認識しつつ、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築し、自然と人とが共生していくことを目的として行われなければならない。

3 地球環境の保全は、すべての生物の生存基盤を確保する上で極めて重要であることを認識し、人類共通の課題として積極的に推進されなければならない。

(町の責務)

第3条 町は、環境の保全に関し、町民の意見を尊重して、地域の自然的社会的特性に応じた基本的かつ総合的な施策を策定し、実施しなければならない。

2 町は、環境の保全に関する施策を実施するに当たっては、国及び他の地方公共団体と連携を図り、協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、事業活動に伴って生ずる公害その他環境の汚染を防止するとともに、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への影響を最小限に抑えるよう必要な措置を講じなければならない。

2 前項に定めるもののほか、事業者は、環境の保全に自ら努めるとともに、町が実施する環境の保全に関する施策に協力しなければならない。

(町民の責務)

第5条 町民は、日常生活において、資源及びエネルギーを有効利用し、廃棄物の発生を抑制すること等により、環境への負荷の低減に努めなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、町民は、環境の保全に自ら努めるとともに、町が実施する環境の保全に関する施策に協力しなければならない。

第2章 基本施策等

(基本方針)

第6条 町は、河川、地下水等の水質の保全、水源及び森林の保護、水と親しめる環境づくり等による良好な水環境の保全並びに緑化を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 町は、自然とともに育まれてきた良好な景観等を保護し、かつ、地域の特性を重視した潤いと安らぎのある快適な環境を保全するため、必要な措置を講ずるものとする。

(環境基本計画)

第7条 町長は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 3 町長は、環境基本計画を定めようとするときは、あらかじめ信濃町環境審議会の意見を聴かななければならない。

- 4 町長は、環境基本計画を定めたときは、これを公表しなければならない。

- 5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(規制の措置)

第8条 町は、公害の原因となる行為及び自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な規制の措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、町は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるよう努めるものとする。

(経済的措置)

第9条 町は、事業者及び町民が自ら環境への負荷を低減するための施設の整備その他の適切な措置をとるよう誘導するため、必要な経済的な措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境の調査及び監視)

第10条 町は、環境の状況を把握し、環境の保全に関する施策を策定し、その施策を実施するため、必要な調査及び監視に努めるものとする。

(情報の提供)

第11条 町は、環境の保全に関する活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の状況その他の必要な情報を提供するよう努めるものとする。

(施設の整備等)

第12条 町は、環境の保全に資する公共的施設の整備その他これに類する事業を推進するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 町は、公共的施設において資源及びエネルギーの有効利用等を図ることにより、環境への負荷が低減されるよう努めるものとする。

(事業等に係る環境への配慮)

第13条 環境に影響を及ぼすおそれのある土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行おうとする者は、当該事業の立案及び実施について環境への影響を緩和するための配慮をするよう努めなければならない。

2 町は、前項の規定による配慮の推進のため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境影響調査)

第14条 町は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を行おうとする者が、あらかじめ当該事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測及び評価を行い、その結果に基づき、当該事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(民間団体等の自主的な活動の促進)

第15条 町は、事業者、町民又はこれらの者の構成する民間の団体が自主的に行う環境の保全に関する活動を促進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(環境学習の推進)

第16条 町は、事業者及び町民が環境の保全についての関心と理解を深めるよう、環境学習を推進するものとする。

(地球環境の保全に関する施策)

第17条 町は、地球環境の保全に関する施策の実施に当たっては、国、他の地方公共団体その他関係機関と協力して、その推進に努めるものとする。

2 町は、事業者及び町民の地球環境の保全に資する活動の普及及び啓発に努めるものとする。

(施策の推進体制の整備)

第18条 町は、事業者及び町民の協力のもとに環境の保全に関する施策を推進するため、必要な体制の整備に努めるものとする。

第3章 環境審議会

(設置等)

第19条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定により、信濃町環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、次に掲げる事項について、町長の諮問に応じ調査審議するものとする。

(1) 環境基本計画の策定及び変更に関すること。

(2) その他環境の保全に関する事項

3 審議会は、環境の保全に関する基本的事項及び重要事項について町長に意見を述べることができる。

(組織等)

第20条 審議会は、委員8人以内で組織する。

2 委員は、学識経験者等のうちから町長が任命する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員が互選する。

5 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第21条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第22条 審議会は、必要に応じ専門の事項を調査審議するため、専門部会を置くことができる。

(補則)

第23条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

2. 策定経過

本計画は以下の経過のもと策定されました。

年月	内容
令和6年7月24日	第1回信濃町環境基本計画策定委員会 ・策定方針、スケジュールの確認
令和6年7月26日～8月25日	環境に係る事業所の意識調査の実
令和6年10月24日	第2回信濃町環境基本計画策定委員会
令和7年1月14日	諮問：信濃環境審議会
令和7年1月15日	第3回信濃町環境基本計画策定委員会
令和7年2月25日～3月10日	パブリックコメント
令和7年3月21日	第4回信濃町環境基本計画策定委員会
令和7年3月21日	信濃町環境審議会
令和7年3月21日	答申：

3. 信濃町環境審議会 委員名簿

区分	氏名	所属等
1	会長 吉川 正市	信濃町商工会
2	副会長 高山 光弘	環境社会システム研究所
3	佐藤 正和	信州しなの町観光協会
4	菊田 康衛	長野県自然観察インストラクター
5	澤田 由紀子	会社員
6	小林 和春	信濃町交番
7	黒岩 進	ながの農協信濃町支所
8	近藤 洋一	野尻湖ナウマンゾウ博物館

(敬称略)

4. 信濃町環境基本計画策定委員会 委員名簿

区 分		氏 名	所 属	職 名
1	学識経験者	高山 光弘	環境社会システム研究所	代表
2	団体代表	吉川 正市	信濃町商工会	会長
3	団体代表	佐藤 正和	信州しなの町観光協会	会長
5	団体代表	田辺 洋介	野尻区	区長
4	事業者	黒岩 進	ながの農協信濃町支所	所長
6	事業者	小林 孝幸	信濃電気製錬株式会社	事務課長
7	事業者	斉藤 寛紀	株式会社落影農場	代表取締役
8	行政関係	堀内 孝信	長野県長野地域振興局 環境・廃棄物対策課	企画幹兼 環境保全係長
9	行政関係	近藤 洋一	野尻湖ナウマンゾウ博物館	館長・学芸員
10	公募による 町民	澤田 由紀子	会社員	
11	公募による 町民	菊田 康衛	長野県自然観察インストラクター	
12	公募による 町民	出浦 智信	造園業	
13	公募による 町民	間瀬 一郎	サービス業	

(敬称略)

5. 用語解説

あ行	
ウェルビーイング	身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義等の将来にわたる持続的な幸福を含む概念。
Eco-DRR	Ecosystem-based Disaster Risk Reduction の略語。 自然環境を効果的に利用して、自然災害の防災や減災の役に立てようとする考え方。
エコツーリズム	観光旅行者が、自然観光資源について知識を有する者から案内・助言を受け、その自然観光資源の保護に配慮しつつ自然観光資源とふれあい、知識・理解を深める活動。
エコファーマー	「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（持続農業法）」に基づき、土づくりと化学肥料・化学合成農薬の使用低減に一体的に取り組む計画を立て、都道府県知事の認定を受けた農業者のこと。
エコマーク商品	環境保全に役立ち、環境への負荷が少ないことを認定された商品。
SDGs	Sustainable Development Goals の略語。2015年に国連で採択された「持続可能な開発目標」。2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標で、17のゴール・169のターゲットから構成される。
SDS 制度	事業者による化学物質の適切な管理の改善を促進するため、対象となる化学物質のほか、それらを含む製品について他の事業者に譲渡・提供する場合に、有害性や取扱いに関する情報文書（safety Data Sheet）の提供を義務付ける制度。
FCV（燃料電池車）	Fuel Cell Vehicle の略語。燃料電池内で水素と酸素の化学反応によって発電した電気エネルギーで、モーターを回して走る自動車のこと。
温室効果ガス	大気を構成する気体のうち、赤外線を吸収し再放出する気体。 「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、次の7種類を定めている。 ・二酸化炭素(CO ₂)・メタン(CH ₄)・一酸化二窒素(N ₂ O) ・パーフルオロカーボン(PFC _s)・ハイドロフルオロカーボン(HFC _s) ・三フッ化窒素(NF ₃)・六フッ化硫黄(SF ₆)
か行	
カーボンクレジット	温室効果ガスの削減量をクレジットとして数値化し、企業間で取引する制度。

カスケード利用	資源のリサイクルを行った場合、その度に資源の品質の劣化が起こることから、同じ製品はリサイクルせずに、資源の品質劣化の程度に応じて、これを許容できる製品に段階的にリサイクルを進めていくことをいう。例えば、木材を家具、木材合板、紙パルプ、燃料の順にリサイクルすることで、資源を効果的に活用でき、環境負荷を低減することができる。
化石燃料	動植物の死骸が堆積し、変性したもののうち燃料として利用されるもの。主に石炭、石油、天然ガスを指す。
合併処理浄化槽	し尿と台所や風呂から出る排水を合わせて処理する浄化槽のこと。
環境保全型農業	農業が有する物質循環型産業の特質を最大限に活用し、環境保全機能を向上させるとともに、環境への負荷をできるだけ減らしていくことを目指す農業のこと。
クールビズ、ウォームビズ	過度な冷暖房に頼らずとも快適に過ごせるスタイルを推進する施策のこと。夏に服装を軽装化することや、冬に暖かく過ごせる服装とすること等を推奨し、適切な温度での空調を促し、省エネルギー化を推進するもの。
クリーンエネルギー自動車	環境に配慮された自動車の総称であり、大気汚染物質の排出量低減等に配慮した低公害車のこと。ガソリン等を燃料とする従来車と比較して、CO ₂ 排出量等が低減されている。
グリーンマーク商品	古紙を原料に再生利用されたことを認定された商品。
豪雪地型太陽光発電	積雪荷重に耐えられる構造や雪をモジュールに積もらせない設置方法により、豪雪地においても稼働する太陽光発電設備のこと。
さ行	
再生可能エネルギー	太陽光・太陽熱・風力・水力・地熱等、自然に常に存在するエネルギーのこと。資源が枯渇せず、繰り返し利用できることや、発電時にCO ₂ をほとんど排出しないという特徴がある。
サステナブルツーリズム	来訪者、産業、環境、受入地域の需要に適合しつつ、現在と未来の環境、社会文化、経済への影響に配慮した、持続可能な観光のこと。
サプライチェーン	原料調達に始まり、製造、在庫管理、物流、販売等を通じて、消費者の手元に届くまでの一連の流れを指す。供給を鎖に見立て、一続きの連続した流れとして捉える考え方。
GX (ジーエックス)	グリーントランスフォーメーションの略。化石燃料をできるだけ使わず、太陽光や水素等自然環境に負荷の少ないクリーンなエネルギーを活用していくための変革やその実現に向けた活動のこと。

し尿処理	<p>し尿処理とは、一般的には水洗化されていない便所のくみ取り処理のことを指す。</p> <p>し尿処理施設は、し尿及び浄化槽汚泥等を処理し、公共用水域へ放流するための施設。「廃棄物処理法」に定める一般廃棄物処理施設として、市町村や行政組合等が設置、管理する。</p>
循環型社会	<p>大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念。「循環型社会基本法」では、第一に製品等が廃棄物となることを抑制し、第二に排出された廃棄物はできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正に処分することを徹底することにより実現される「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」としている。</p>
食品ロス	<p>本来食べられるのに捨てられてしまう食品のこと。</p>
信州型自然保育	<p>長野県が平成 27 年 4 月から開始した制度。</p> <p>信州の豊かな自然環境や地域資源を活用した保育（自然保育）を普及することで保育の選択肢を充実させ、もって、長野県の子育て環境を整備することを目的とする。</p>
信州の環境にやさしい農産物認証制度	<p>地域の一般的な栽培方法と比較して、化学肥料や化学合成肥料を原則 50%以上削減する方法で栽培された農産物を県知事が認証する制度。</p>
信州やまほいく	<p>保育等に自然環境や地域資源（地域の伝統芸能、文化活動、農林業体験等）を積極的に取り入れ、子どもが、自然の恵みに感謝する気持ちを醸成しつつ、自ら学ぶ力を育むことを目指した保育のこと。</p>
森林セラピー	<p>科学的な証拠に裏付けされた森林浴を行う事で、心身の健康維持・増進と病気の予防を目指す取組のこと。</p>
森林ボランティア	<p>森林の公益的機能に着目し、森林において行われるボランティア活動の総称。活動内容は自然解説等環境教育的なものから、林業に伴う労力奉仕活動まで非常に多様である。</p>
水素ステーション	<p>燃料電池自動車（FCV）の燃料である水素を供給する設備のある場所。</p>
生態系	<p>ある地域における生物群集と非生物的環境が相互関係をもったまとまりの中での物質循環やエネルギー流からなる機能系として捉えられるもの。人類もまた一構成要素として、その生存のために生態系から様々な資源と環境保全機能の恩恵を受けている。</p>
生物多様性	<p>自然生態系を構成する動物、植物、微生物等地球上の豊かな生物種の多様性とその遺伝子の多様性、そして地域ごとの様々な生態系の多様性という 3 つのレベルの多様性からなる概念。</p>

ZEH	net Zero Energy House の略語。「エネルギー収支をゼロ以下にする家」という意味。 家庭で使用するエネルギーと、太陽光発電等で創るエネルギーを同じにして、1年間で消費するエネルギーの量を実質的にゼロ以下にする家を指す。
ZEB	エネルギー負荷の抑制や自然エネルギーの積極活用ができる建築設計や設備を導入し、エネルギー自立度を極力高め、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指した建築物のこと。
雪冷熱	雪や氷が溶ける際に周囲から奪う熱のこと。雪の冷たさをエネルギーとして利用することで二酸化炭素を排出しない冷却が可能になる。
ゼロカーボン	地球温暖化の原因となる温室効果ガス（二酸化炭素等）の排出量を、森林等が吸収する量以下にすることで、温室効果ガスの実質的な排出量をゼロにすること。
た行	
太陽光発電	太陽光を太陽電池により電力に変換する発電方式。再生可能エネルギーである太陽エネルギーの利用方法の一つ。
太陽熱利用	太陽の熱を使って温水や温風をつくり、給湯や冷暖房に利用するシステム。
多自然工法（多自然川づくり）	河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・繁殖環境や多様な河川景観を保全・創出する川づくり。
地球温暖化	近年の人為的な温室効果ガス（二酸化炭素やメタン等）の放出増大に伴って、地球の平均気温が上昇している状態。気温・水温の上昇によって、海面の上昇をはじめ洪水や干ばつ等の気象への影響、生態系の変化が危惧されている。
蓄電池	放電したら終わる乾電池と異なり、電気エネルギーを貯蔵でき、必要ときに放電できる充電可能な電池。
地産地消	「地元で生産されたものを地元で消費する」という意味。 消費者と生産者を結び付ける「地産地消」への期待が高まっている。また国は、地産地消を食料自給率の向上に向け重点的に取り組むべき事項として積極的に推進することとしている。
中小水力発電	水力発電のうち、ダム等に設置された大規模な水力発電ではなく、河川や水路に設置した水車等を用いてタービンを回し発電する小規模な水力発電のこと。
デマンド交通	路線バスとタクシーの中間的な位置にある交通機関のことで。事前予約により運行し、運行方式や運行ダイヤ、さらには発着地の自由な組み合わせにより、多様な運行形態が存在する。

な行	
長野県原産地呼称管理制度	長野県では、平成16年度から「米」の価値を計る基準を、従来の「大きさ・色・形」に着目した規格ではなく、消費者の視点で表示していくため、その「味覚・栽培方法・生産方法」等に求め、農薬・化学肥料の使用を厳しく制限し、かつ、米官能審査委員会（お米マイスター等の専門家で構成）による食味等の審査に合格したこだわりの米を「認定米」として認定。
二次交通	空港や鉄道の駅から観光地までの交通手段。複数の交通機関を利用する際に、2つ目の交通機関を指すこともある。
日本型直接支払制度	農業の多面的機能の維持・発揮のため地域活動や営農活動に対して交付金が支払われる。
農地中間管理機構	農地を借り受け、農地を借りたい人にまとまりある形で農地を利用できるように配慮して貸し付ける、農地の中間的受け皿となる組織。
は行	
ハイブリッド自動車	2つ以上の動力源を合わせ、走行状況に応じて動力源を同時または個々に作動させ走行する自動車のことで、一般に、内燃機関（エンジン）とモーターを動力源とした自動車を指す。
バイオマス	生物由来の有機性資源で、化石資源を除いたもの。生物資源（bio）の量（mass）を表す言葉で、再生可能な資源。
ハザードマップ	自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路等の防災関係施設の位置等を表示した地図のこと。
バックキャストイング	未来から現在にさかのぼって行動計画を立てるシナリオ作成の手法で、目標達成に焦点を当てる思考法。中長期的なビジョンの策定やアイデアの創出等に有効で、思考の柔軟性や自由度が高い特徴があり、目標達成のための進捗を明確にできるメリットがある。
花いっぱいのもちづくり	平成16年度に町が策定した長期振興計画で「町民協働町づくり事業」として各種のプロジェクトを立ち上げた中のひとつで、町民が主体となって進める花のもちづくりの活動。
PRTR 制度	Pollutant Release and Transfer Register（化学物質排出・移動量届出制度）の略語。人の健康や生態系に有害なおそれのある化学物質が、事業所から環境（大気、水、土壌）へ排出される量及び廃棄物に含まれて事業所外へ移動する量を、事業者が自ら把握し国に届け出をし、国は届出データや推計に基づき、排出量・移動量を集計・公表する制度。
PCB 特別措置法	毒性のあるPCB（ポリ塩化ビフェニル）について、保管状況等の届出や期間内に適正に処分する事を義務付けた法律のこと。

PFAS（有機フッ素化合物）	有機フッ素化合物のうち、ペルフルオロアルキル化合物及びポリフルオロアルキル化合物を総称したもの。PFASの中でも、PFOS（ペルフルオロオクタンスルホン酸）、PFOA（ペルフルオロオクタン酸）は、幅広い用途で使用されてきた。これらの使用は現在禁止されているが、環境中に蓄積されやすく、人の健康や動植物の生息・生育に影響を及ぼす可能性が指摘されている。
プラスチック・スマート	2018年に環境省が立ち上げた海洋プラスチックごみの削減に向けたキャンペーンで、プラスチック問題に対して「環境保護」と「サステナビリティ」を目指す取組のことを指す。長野県においても「信州プラスチック・スマート運動」の啓発が行われている。
HEMS	Home Energy Management Systemの略語。家庭で使うエネルギーを節約するための管理システム。家電や電気設備とつないで、電気やガス等の使用量をモニター画面等で「見える化」したり、家電機器を「自動制御」したりする。
BEMS	Building Energy Management Systemの略語。ビル内で使用する電力の使用量等を計測し、「見える化」するとともに、空調や照明設備等を制御するエネルギー管理システム。
ま行	
マイクロプラスチック	5mm未満の微細なプラスチックごみのことで、近年、海洋生態系や人体への悪影響が懸念されている。プラスチックは自然に分解されないため、海域に長期滞留し、蓄積していく。
木質バイオマス	生物資源（bio）の量（mass）を表す言葉で、「再生可能な、生物由来の有機性資源」のことを呼ぶ。木材からなるバイオマスのことを「木質バイオマス」という。
ら行	
レジリエンス	英語で「弾力」「復元力」「回復力」のことで、「外から加わる力をはね返す力」を意味する。

信濃町第3次環境基本計画

令和7年（2025年）3月

信濃町役場住民福祉課

〒389-1392 長野県上水内郡信濃町柏原428-2

TEL 026-255-3111



信 濃 町